

1. 西予市環境基本条例

西予市環境基本条例

令和元年12月25日
西予市条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 環境を快適かつ安全な水準に維持し、恵み豊かな環境の恩恵を受けられるよう、良好な環境をつくり出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、環境を阻害することのないよう自らの責任において適切な措置を講じるとともに、環境の保全をするための対策を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、事業活動に伴う環境へ

の負荷を低減するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の協力)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。

(2) 人と自然の豊かなふれあいを保つため、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境を確保し、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図るとともに、自然災害に強いまちづくりの推進に努めること。

(3) 生態系の多様性を確保するため、森林、農地、緑地、水辺等において多様な生物種や自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(4) 地球環境の保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に沿い、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項及び基礎調査をはじめ、基本方針、取組施策及び推進体制等について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に定める西予市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、環境の状況、環境への負荷の状況及び環境施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業が環境に与える影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な報告を求め、調査を行う等の規

制の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進のため、必要かつ適正な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源等の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、環境への負荷の低減に資する製品の利用及び廃棄物の減量等に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の促進等)

第15条 市は、市民及び事業者が環境全般についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進並びに環境の保全及び創造に関する広報活動を推進するものとする。

(環境の保全活動に関する支援等)

第16条 市は、市民で組織する団体及び事業者が環境への負荷を低減するために行う自主的な活動について、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境に関する教育及び学習の促進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するものとする。

(監視体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(協定の締結)

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、事業者との間に公害の防止及び環境の保全に関する協定を締結することができる。

(国及び他の地方公共団体との連携等)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、西予市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第9条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査し、及び審議する。

(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し学識経験のある者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 市議会議員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第23条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、諮問された事項に関係する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、環境保全事務を担当する課において処理する。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

2. 策定経過

年度	項目	内容
2020 年度	第1回 西予市環境審議会 (2020年9月17日開催)	● 計画の基本的事項 ● 市民等のアンケート調査票
	アンケート調査の実施 (2020年10月22日 ～11月16日)	● 市民・事業者・団体・児童・生徒への環境に関するアンケート調査
	第2回 西予市環境審議会 (2021年3月11日開催)	● 市民等のアンケート調査結果 ● 既存資料調査結果 ● 西予市環境基本計画の方向性
2021 年度	第1回 西予市環境審議会 (2021年8月2日開催)	● 目指すべき将来像（案） ● 基本目標（案） ● 施策体系（案） ● 指標（案）
	第2回 西予市環境審議会 (2021年12月13日開催)	● 西予市環境基本計画（素案）
	パブリックコメントの実施 (2022年2月7日 ～3月7日)	● 西予市環境基本計画（素案）
	第3回 西予市環境審議会 (2022年3月15日開催)	● パブリックコメントの実施結果について

3. アンケート調査結果

(1) 市民

～調査概要～

【調査対象】 18 歳以上 1,200 人（住民基本台帳から無作為抽出）

【調査方法】 郵送による配布、回収

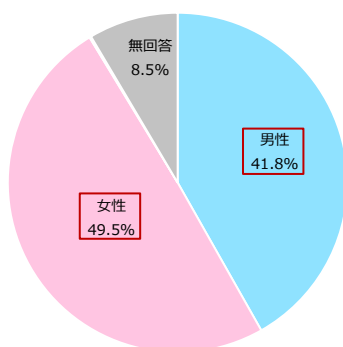
【調査期間】 2020 年 10 月 22 日（木）～11 月 16 日（月）

【回収状況】 配布数：1,200 通 回収数：622 通（回収率：51.8%）

問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。（単一回答）

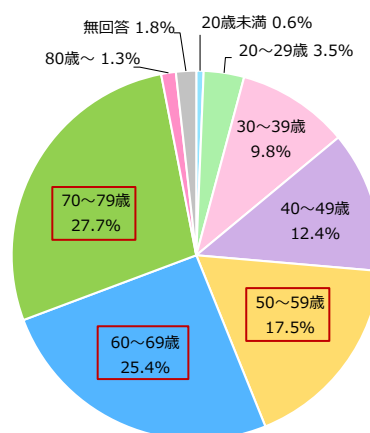
【性別：n=622】

性別は、「女性」が 49.5%、「男性」が 41.8%であった。



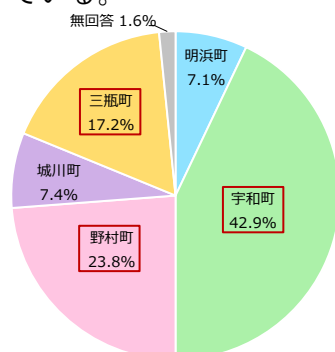
【年齢：n=622】

年齢は、「70～79 歳」が 27.7%で最も多く、次いで、「60～69 歳」、「50～59 歳」などとなっている。



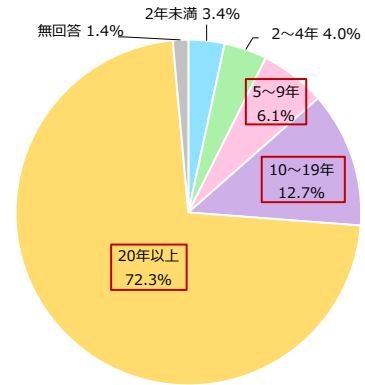
【居住地域：n=622】

居住地域は、「宇和町」が 42.9%で最も多く、次いで、「野村町」、「三瓶町」などとなっている。



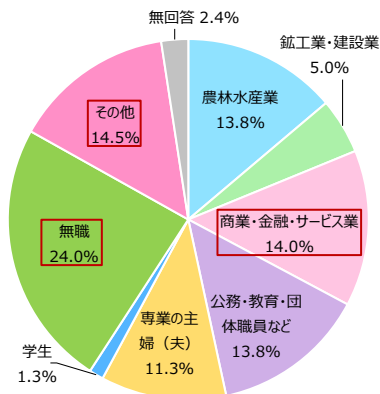
【居住年数：n=622】

居住年数は、「20 年以上」が 72.3%で最も多く、次いで、「10～19 年」、「5～9 年」などとなっている。



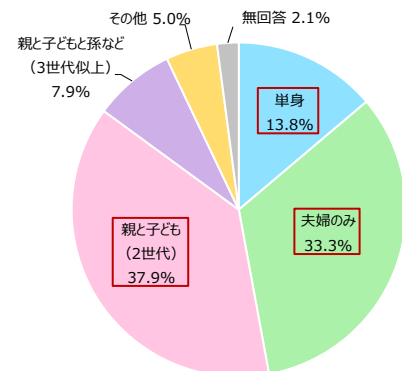
【職業：n=622】

職業は、「無職」が 24.0%で最も多く、次いで、「その他」、「商業・金融・サービス業」などとなっている。



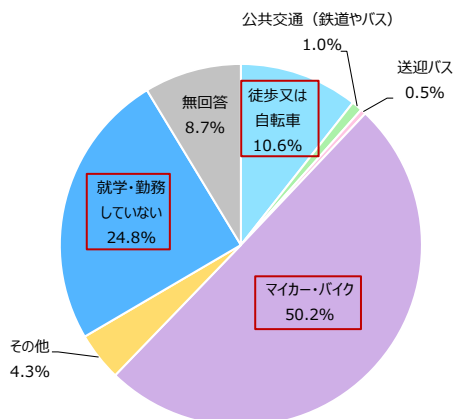
【世帯構成：n=622】

世帯構成は、「親と子ども（2世代）」が 37.9%で最も多く、次いで、「夫婦のみ」、「単身」などとなっている。



【通勤・通学の主な交通手段：n=622】

通勤・通学の主な交通手段は、「マイカー・バイク」が 50.2%で最も多く、次いで、「就学・勤務していない」、「徒歩又は自転車」などとなっている。

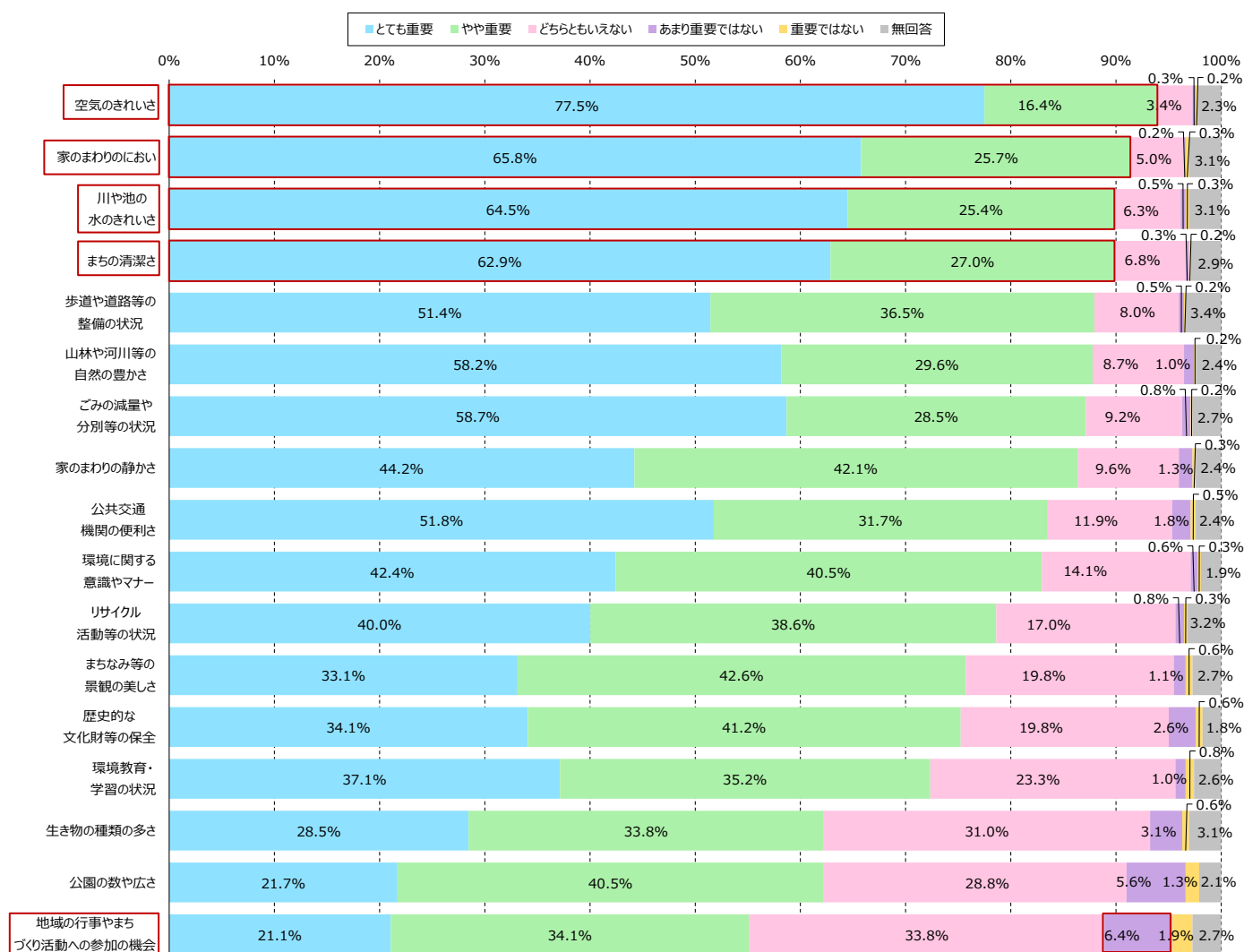


問2 あなたは、お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、将来の西予市全体の環境にとって、どの程度重要だと思いますか。また、どの程度満足されていますか。(単一回答)

【地域の環境に関する重要度：n=622】

居住地域の環境に関する重要度では、「空気のきれいさ」を重要視している(とても重要、やや重要)との意見が93.9%で最も多く、次いで、「家のまわりのにおい」、「川や池の水のきれいさ」と「まちの清潔さ」などとなっており、良好な生活環境の形成を重要視する意見が多くなっている。

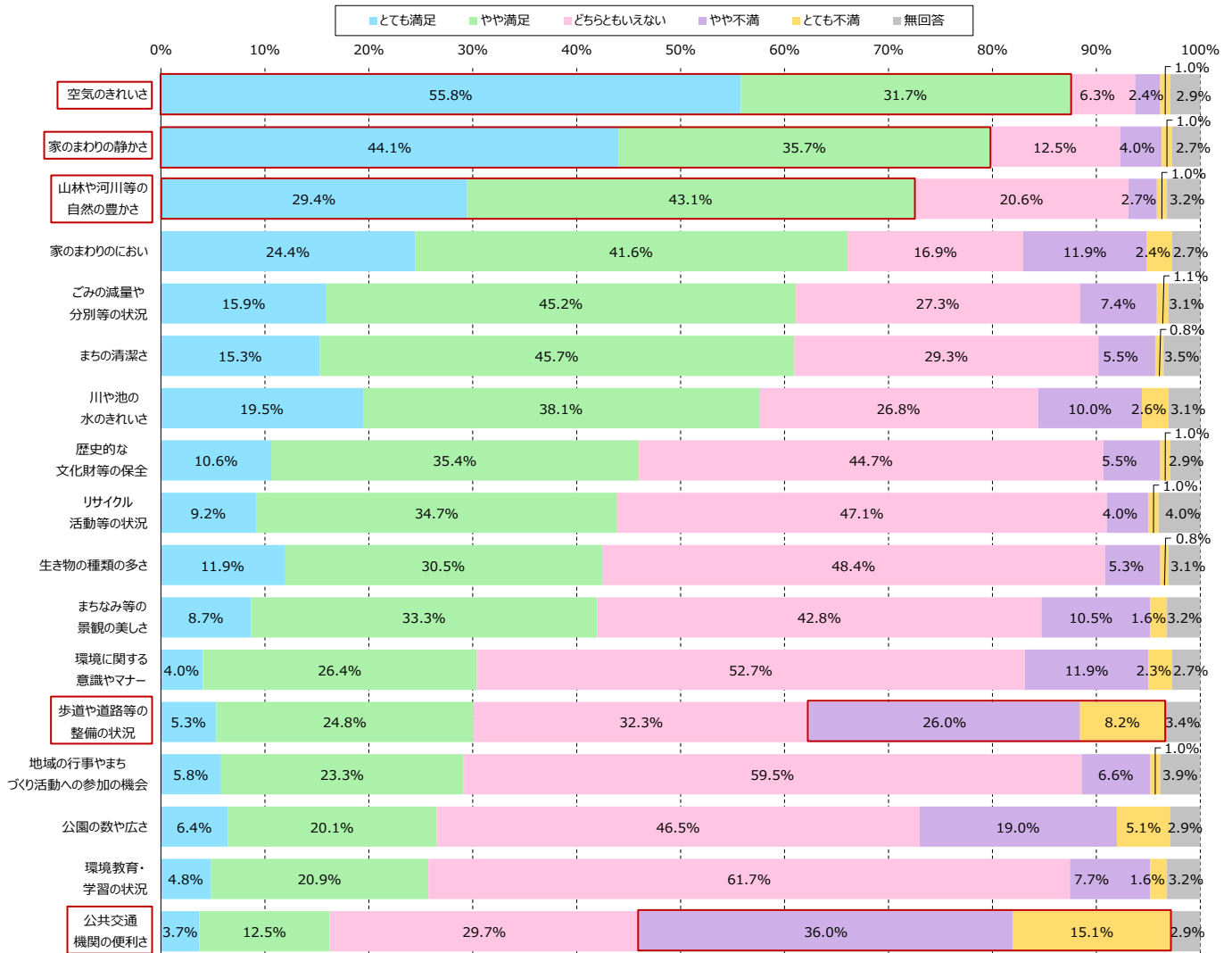
また、重要ではないとの意見は、全項目を通じて、ほとんど見られないが、「地域の行事やまちづくり活動への参加の機会」などについては、あまり重要ではないとの意見が、僅かながら挙がっている。



【地域の環境に関する満足度：n=622】

居住地の環境に関する満足度では、「空気のきれいさ」に満足している（とても満足、やや満足）との意見が87.5%で最も多く、次いで、「家のまわりの静かさ」、「山林や河川等の自然の豊かさ」などとなっており、良好な地域の環境が形成されていることが伺える。

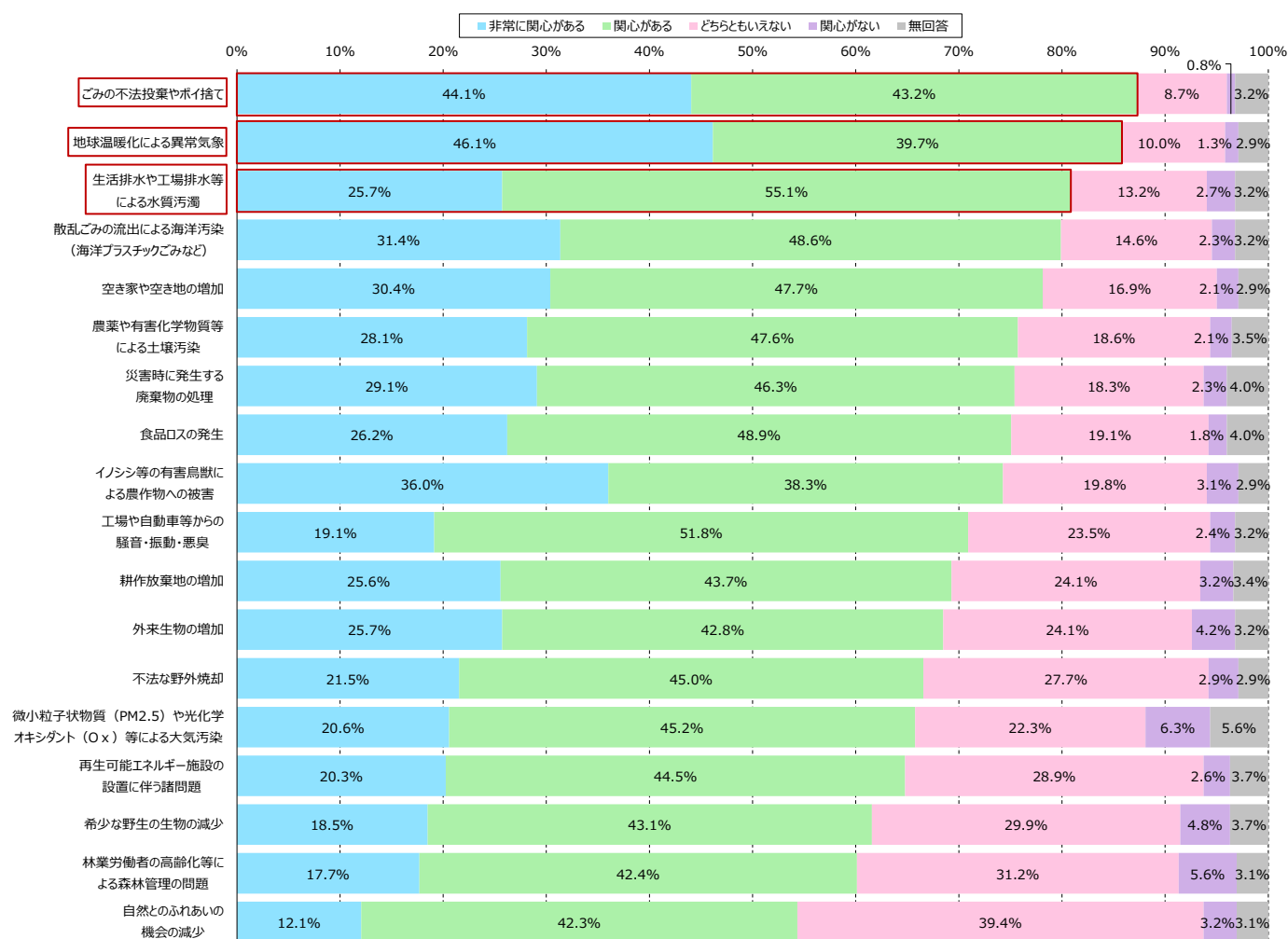
一方で、「公共交通機関の便利さ」、「歩道や道路等の整備の状況」などの項目については、不満（やや不満、とても不満）との意見が見受けられる。



問3 あなたは、環境に関することについて、どの程度関心がありますか。（単一回答）

【環境問題に関する関心度：n=622】

環境問題に関する関心度では、「ごみの不法投棄やポイ捨て」に関心がある（非常に関心がある、関心がある）との意見が 87.3%で最も多く、次いで、「地球温暖化による異常気象」、「生活排水や工場排水等による水質汚濁」などとなっている。

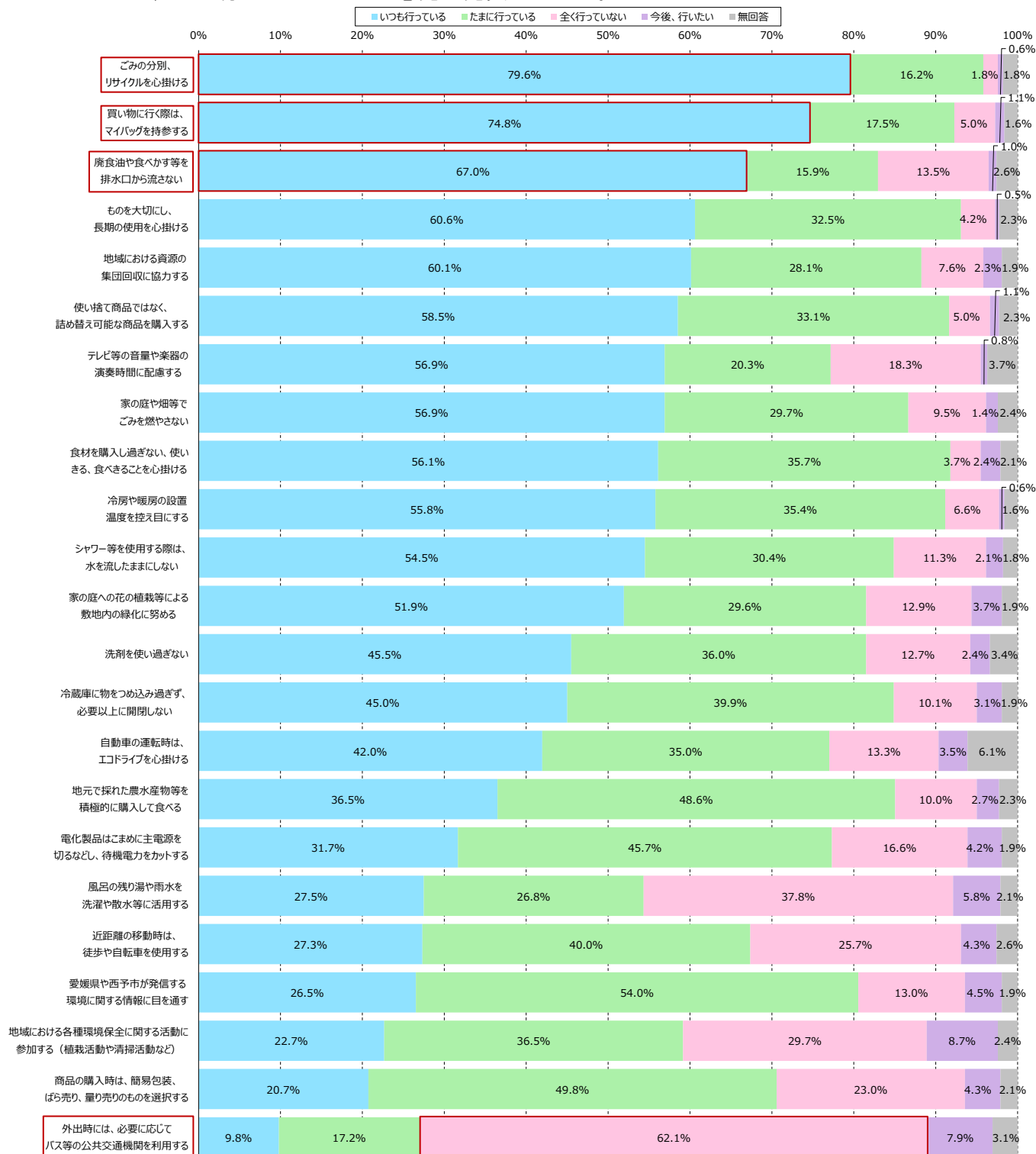


問4 あなたは、環境に良い取り組みについて、日頃どの程度実施していますか。 (単一回答)

【取り組み状況：n=622】

環境保全に関する取り組み状況では、「ごみの分別、リサイクルを心掛ける」をいつも行っているとの意見が79.6%で最も多く、次いで、「買い物に行く際は、マイバッグを持参する」、「廃食油や食べかす等を排水口から流さない」などとなっており、ごみに関する取り組みが上位に位置している。

一方で、「外出時には、必要に応じてバス等の公共交通機関を利用する」などの項目については、全く行っていないとの意見が見受けられる。

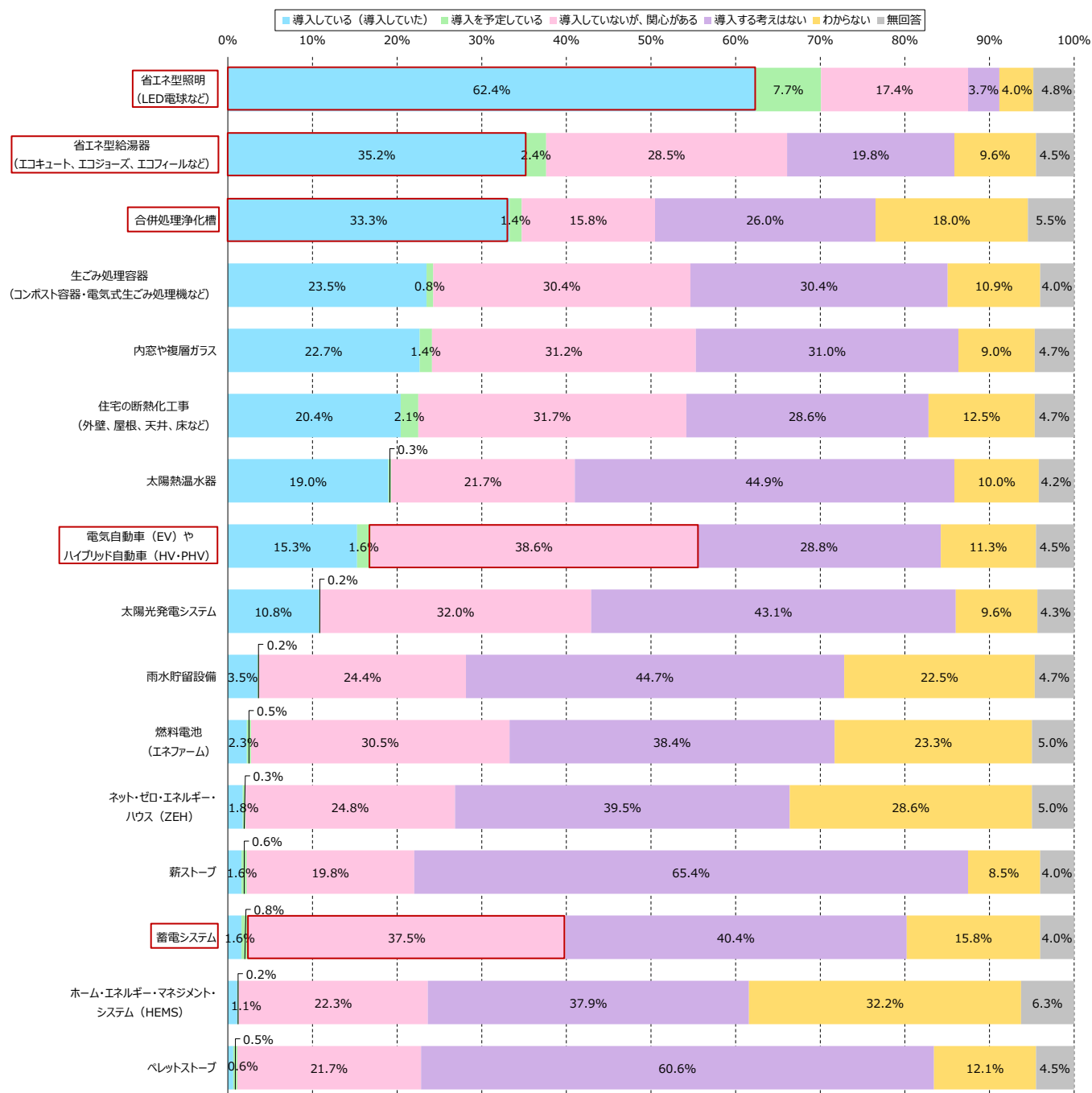


問5 あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。（単一回答）

【利用状況：n=622】

再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の利用状況では、「省エネ型照明（LED電球など）」を導入している（導入していた）との意見が62.4%で最も多く、次いで、「省エネ型給湯器（エコキュート、エコジョーズ、エコフィールなど）」、「合併処理浄化槽」などとなっている。

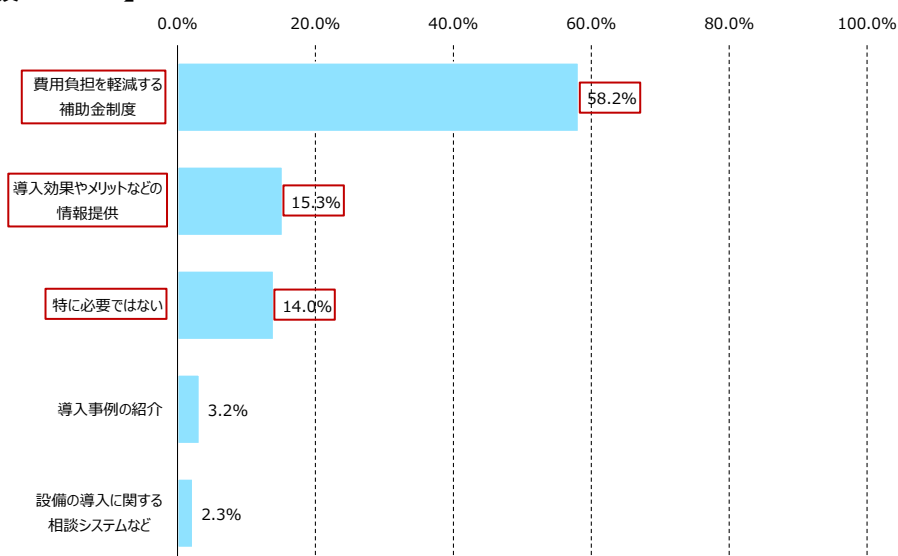
また、導入していないが、関心があるとの意見では、「電気自動車（EV）やハイブリッド自動車（HV・PHV）」、「蓄電システム」などが上位に位置している。



問6 あなたは、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するにあたって、どのような支援があれば利用したいと思いますか。（単一回答）

【導入にあたって望む支援：n=622】

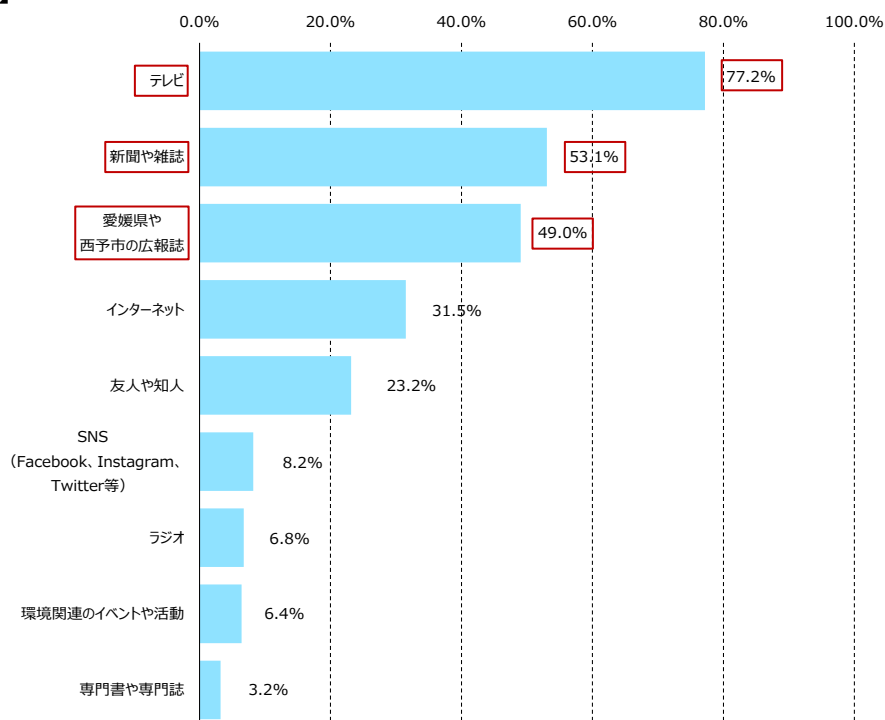
再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するにあたって、望む支援策としては、「費用負担を軽減する補助金制度」との意見が58.2%で最も多く、次いで、「導入効果やメリットなどの情報提供」、「特に必要ではない」などとなっている。



問7 あなたは、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。（複数回答）

【情報の入手手段：n=622】

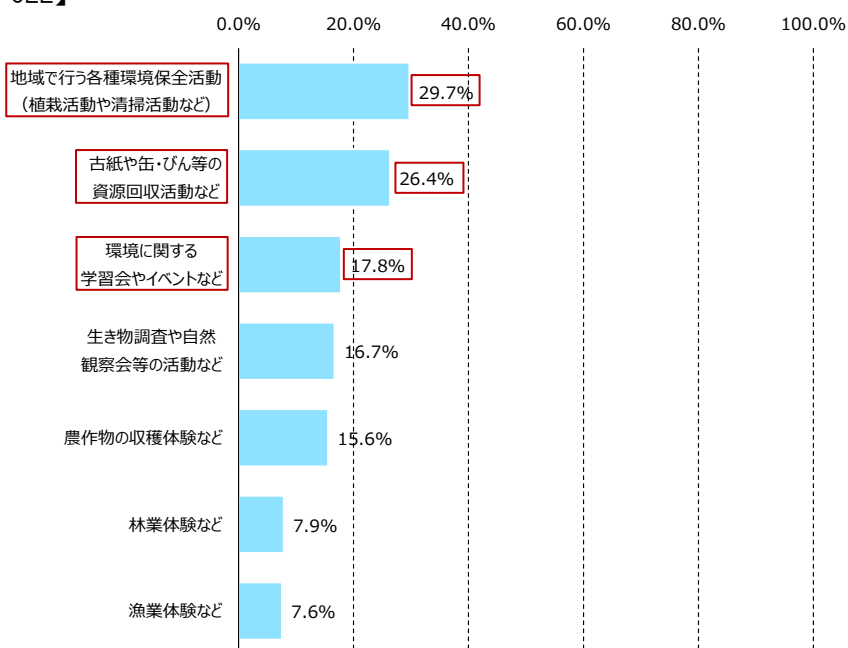
環境に関する情報の入手手段については、「テレビ」との意見が77.2%で最も多く、次いで、「新聞や雑誌」、「愛媛県や西予市の広報誌」などとなっている。



問 8 西予市のより良い環境のために、あなたが取り組んでみたいと思う活動はどれですか。（複数回答）

【取り組んでみたい活動：n=622】

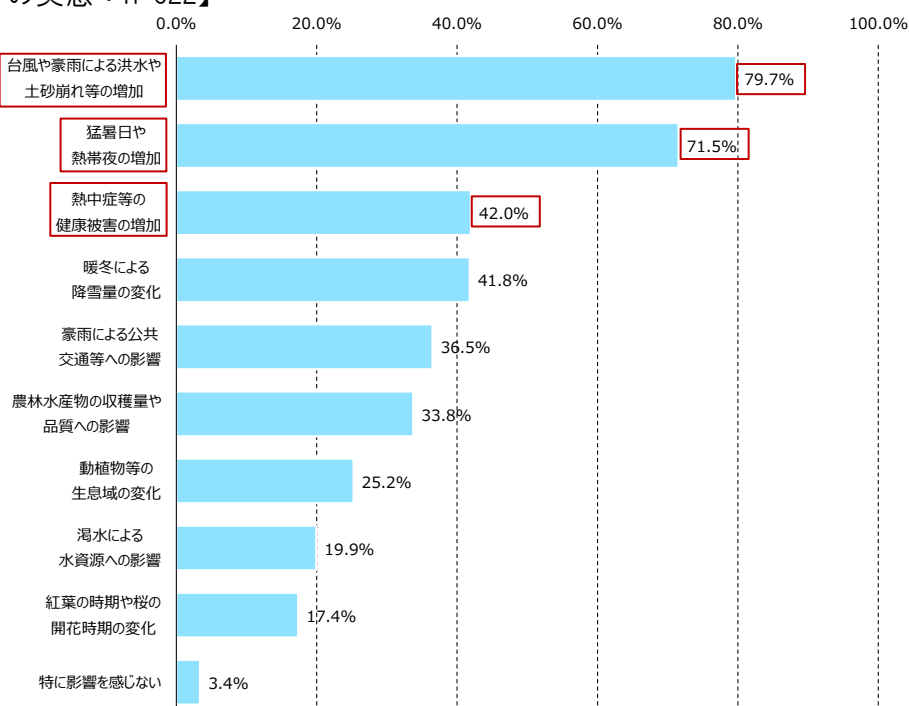
取り組んでみたい活動では、「地域で行う各種環境保全活動（植栽活動や清掃活動など）」との意見が29.7%で最も多く、次いで、「古紙や缶・びん等の資源回収活動など」、「環境に関する学習会やイベントなど」となっており、ごみに関する取り組みが上位に位置している。



問 9 近年、地球温暖化による影響が各分野に現れています。西予市内で発生している影響として、あなたが特に実感しているものはありますか。（複数回答）

【地球温暖化による影響の実感：n=622】

地球温暖化による影響の実感では、「台風や豪雨による洪水や土砂崩れ等の増加」との意見が79.7%で最も多く、次いで、「猛暑日や熱帯夜の増加」、「熱中症等の健康被害の増加」などとなっている。

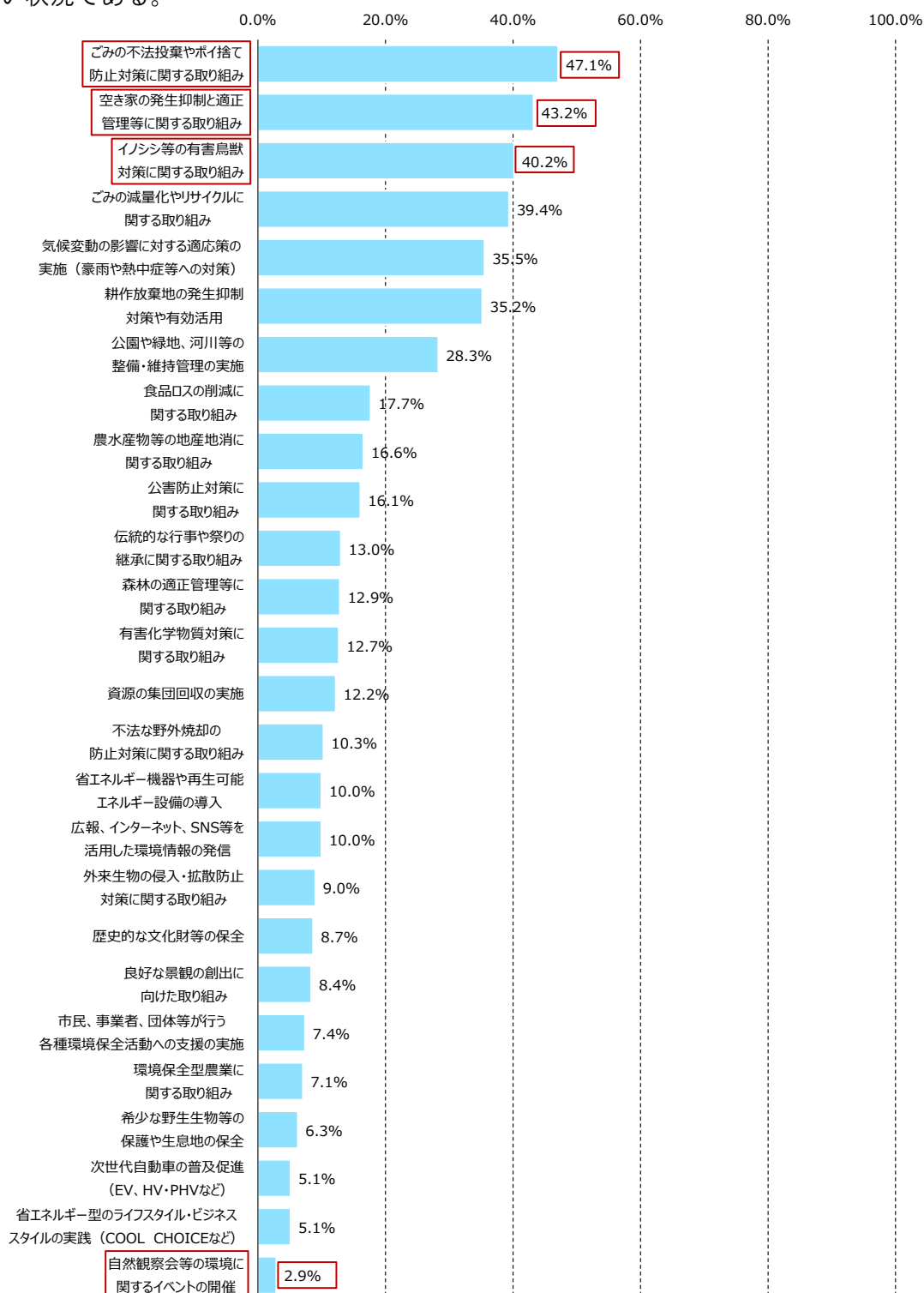


問 10 あなたは、より良い環境を目指していく中で、市役所の取り組みとして、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

【力を入れるべき分野：n=622】

市役所が力を入れるべき分野では、「ごみの不法投棄やポイ捨て防止対策に関する取り組み」との意見が 47.1%で最も多く、次いで、「空き家の発生抑制と適正管理等に関する取り組み」、「イノシシ等の有害鳥獣対策に関する取り組み」などで、これらは、4 割以上の回答となっている。

一方で、「自然観察会等の環境に関するイベントの開催」については、最も回答数が少ない状況である。

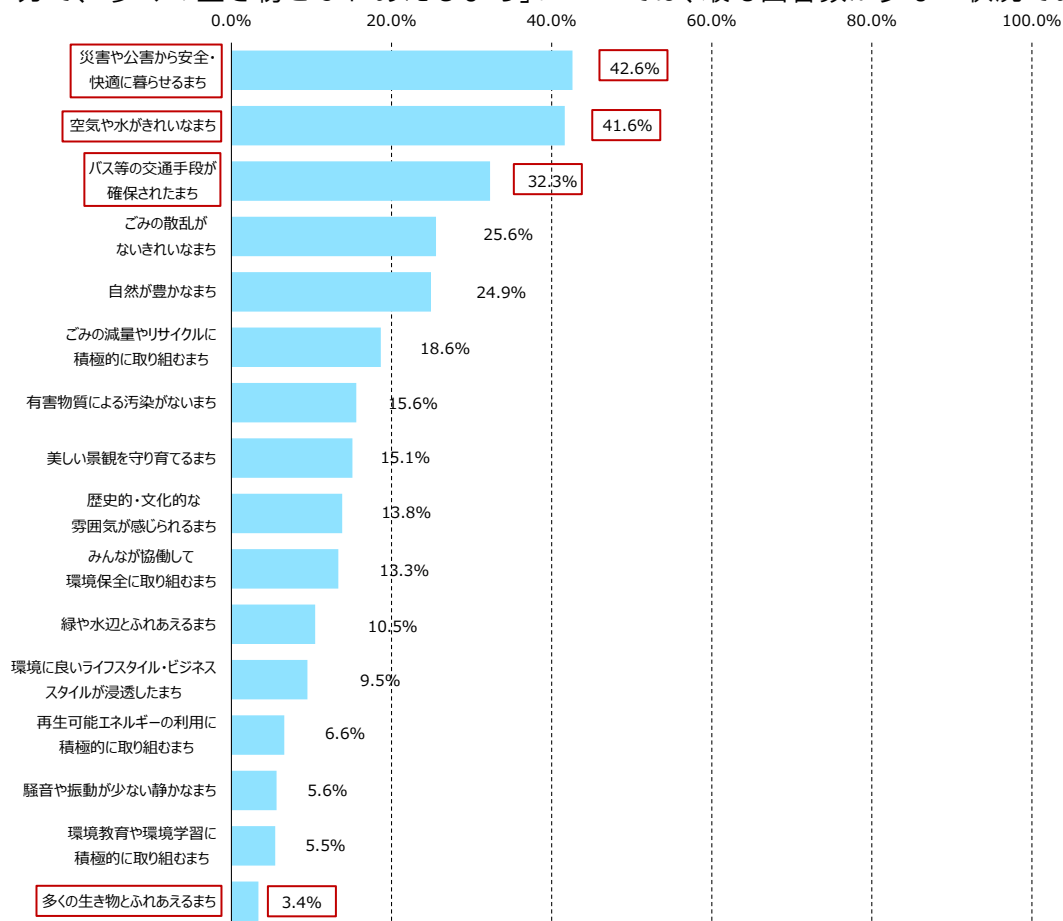


問 11 あなたは、西予市が今後、環境保全に関する取り組みを進める上で、どのようなまちを目指すべきだと思いますか。（複数回答）

【西予市が目指すべきまちの姿：n=622】

西予市が目指すべきまちの姿では、「災害や公害から安全・快適に暮らせるまち」との意見が 42.6%で最も多く、次いで、「空気や水がきれいなまち」、「バス等の交通手段が確保されたまち」などとなっている。

一方で、「多くの生き物とふれあえるまち」については、最も回答数が少ない状況である。



問 12 西予市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（自由記述）

環境に関連した主な内容としては、「ごみのポイ捨て」や「不法投棄」、「公共交通」、「有害鳥獣」や「耕作放棄地」、「空き家」、「野良犬」や「野良猫」、「野焼き」などに関する意見が寄せられた。

(2) 児童

～調査概要～

【調査対象】 市内の小学 6 年生（12 校）

【調査方法】 各学校を通じた配布、回収

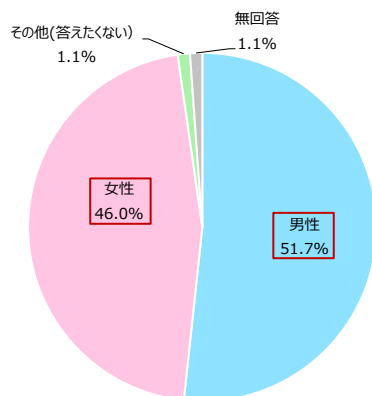
【調査期間】 2020 年 10 月 22 日（木）～11 月 16 日（月）

【回収状況】 配布数：266 通 回収数：265 通（回収率：99.6%）

問 1 あなたのことについて教えてください。（単一回答）

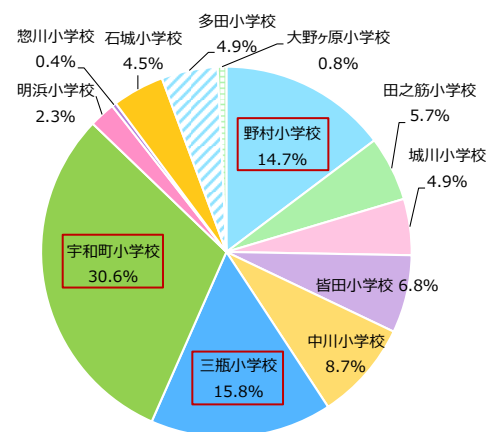
【性別：n=265】

性別は、「男性」が 51.7%、「女性」が 46.0%であった。



【学校：n=265】

学校は、「宇和町小学校」が 30.6%で最も多く、次いで、「三瓶小学校」、「野村小学校」、などとなっている。

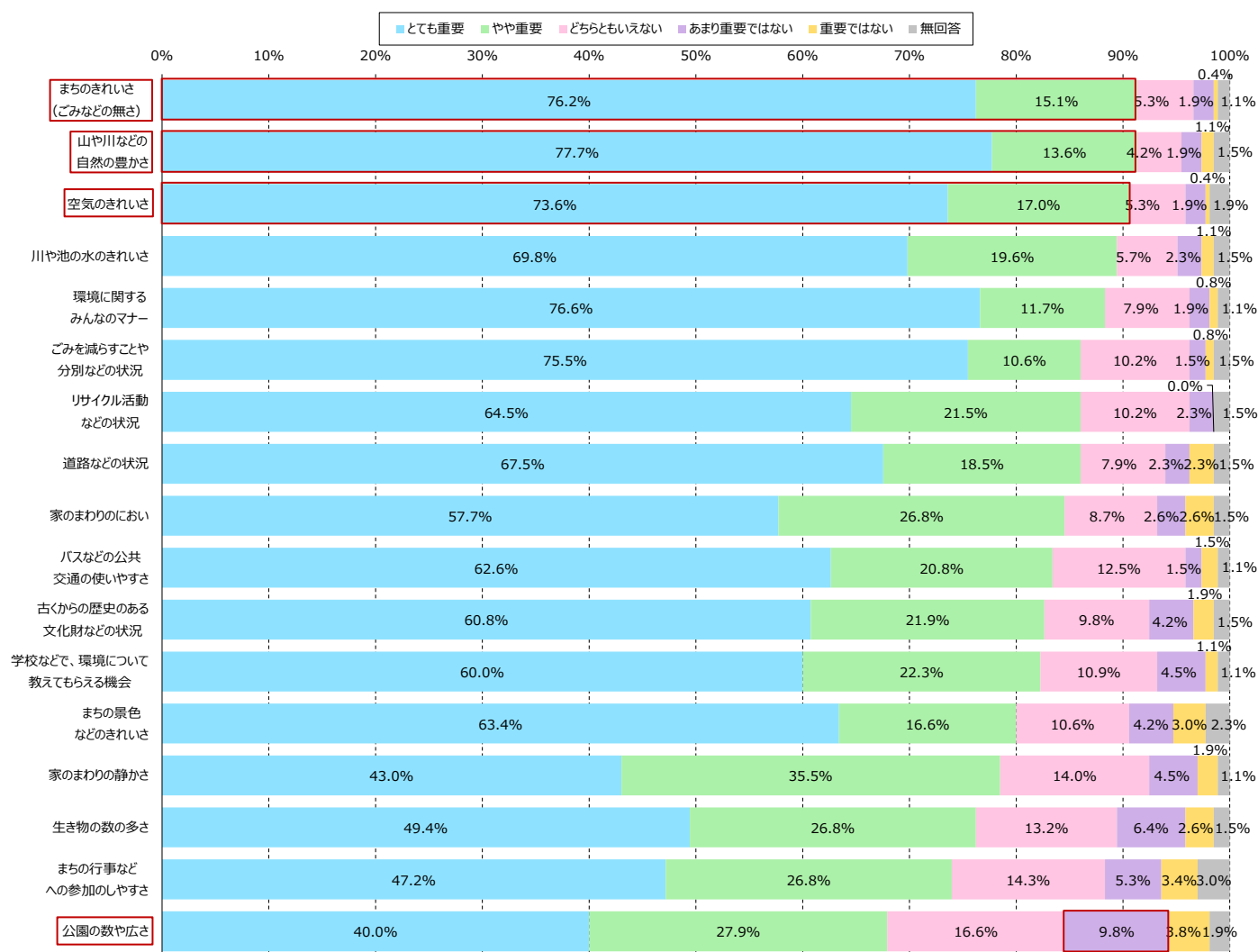


問2 あなたが住んでいる地域の環境について、これからの西予市の環境にとって、どのくらい重要ですか。また、どのくらい満足していますか。以下の表の中のものについて、お答えください。（単一回答）

【地域の環境に関する重要度：n=265】

居住地域の環境に関する重要度では、「まちのきれいさ（ごみなどの無さ）」と「山や川などの自然の豊かさ」を重要視している（とても重要、やや重要）との意見が91.3%で最も多く、次いで、「空気のきれいさ」などとなっており、自然環境と良好な生活環境の形成を重要視する意見が多くなっている。

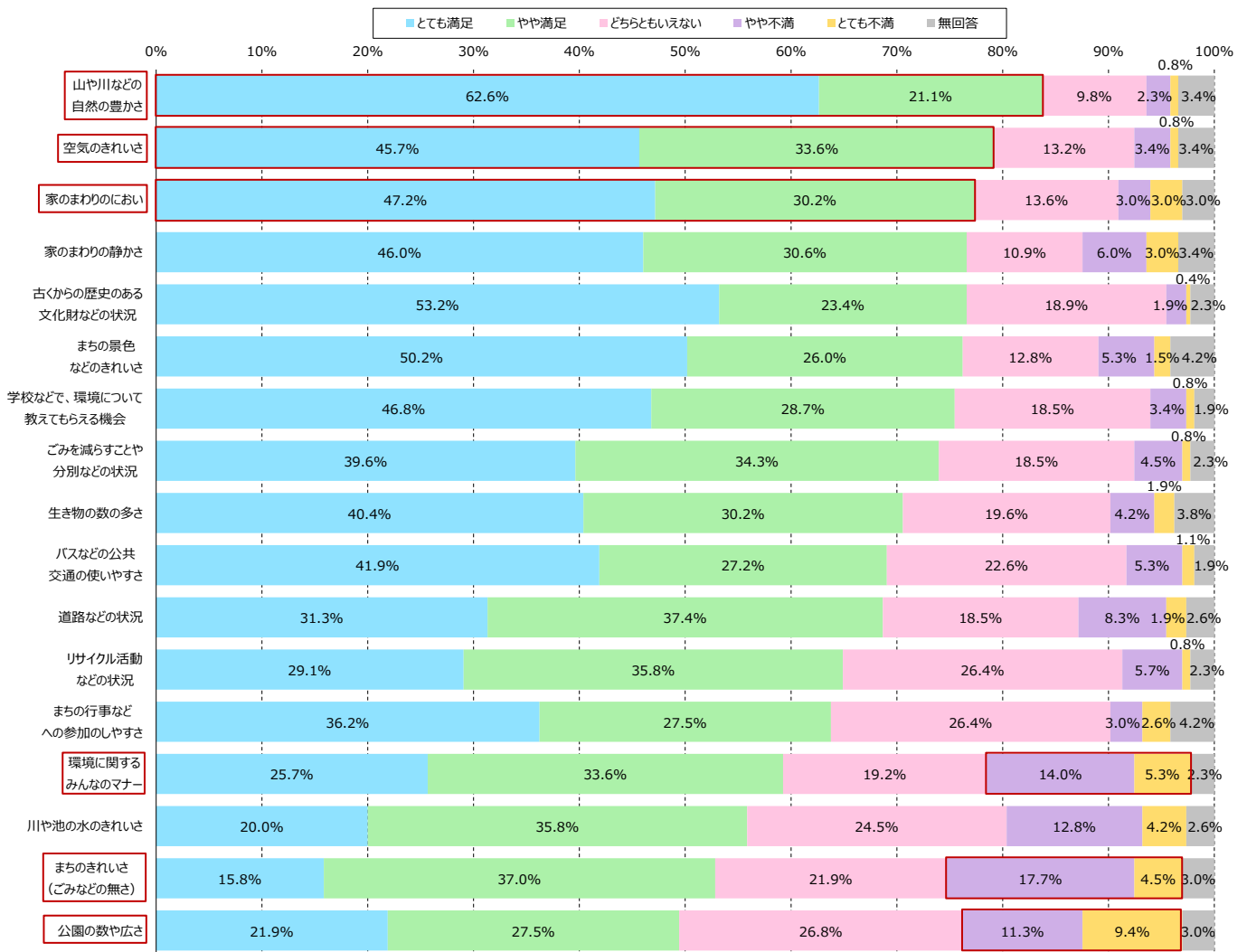
また、重要ではないとの意見は、全項目を通じて、ほとんど見られないが、「公園の数や広さ」については、あまり重要ではないとの意見も挙がっている。



【地域の環境に関する満足度：n=265】

居住地の環境に関する満足度では、「山や川などの自然の豊かさ」に満足している（とても満足、やや満足）との意見が83.7%で最も多く、次いで、「空気のきれいさ」、「家のまわりのにおい」などとなっており、良好な自然環境と地域の良好な環境が形成されていることが伺える。

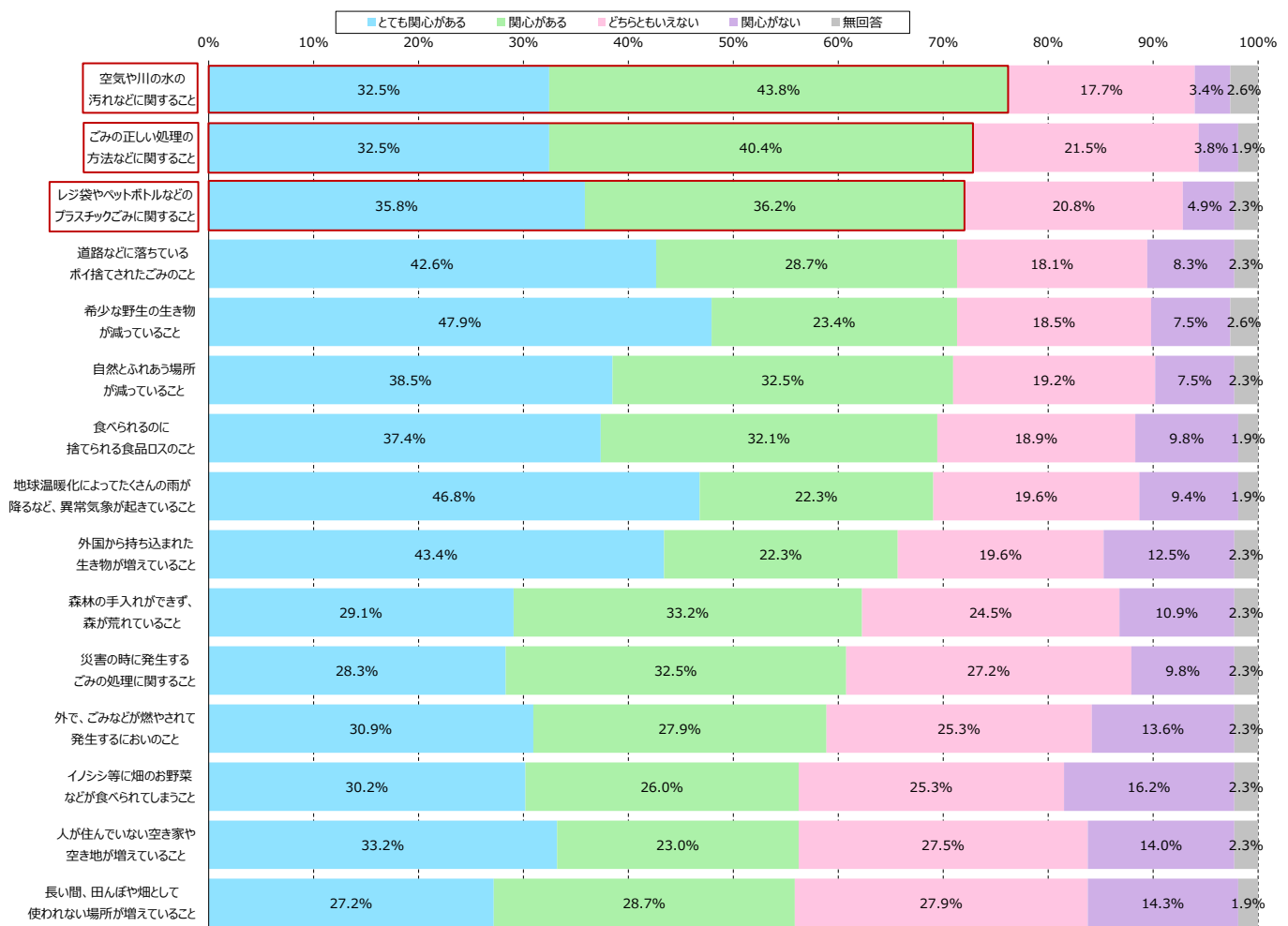
一方で、「まちのきれいさ（ごみなどの無さ）」、「公園の数や広さ」、「環境に関するみんなのマナー」などの項目については、不満（やや不満、とても不満）との意見が見受けられる。



問3 あなたは、環境に関することについて、どのくらい関心がありますか。(単一回答)

【環境問題に関する関心度：n=265】

環境問題に関する関心度では、「空気や川の水の汚れなどに関すること」に関心がある（とても関心がある、関心がある）との意見が76.3%で最も多く、次いで、「ごみの正しい処理の方法などに関すること」、「レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみに関すること」などとなっている。

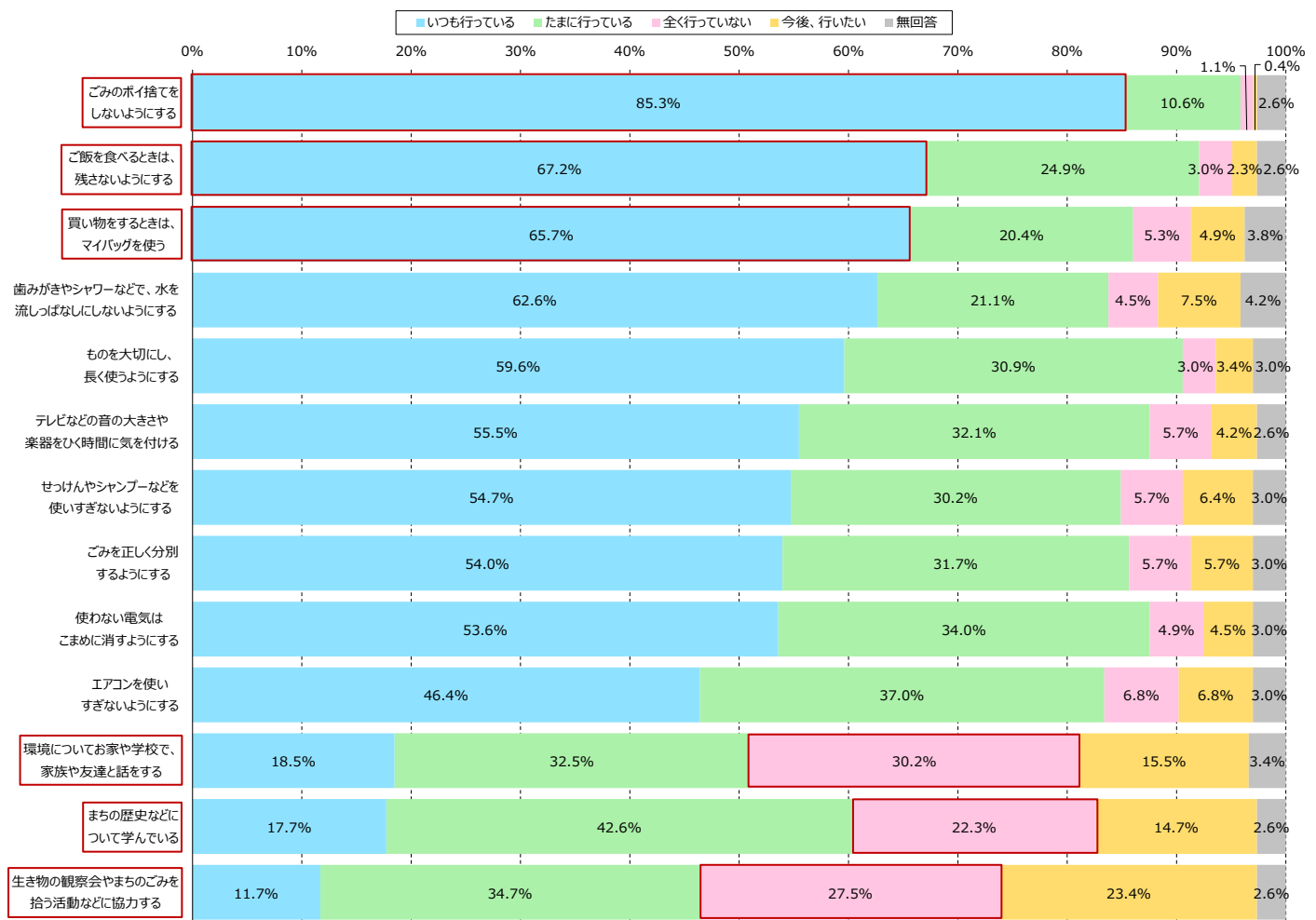


問4 あなたは、環境に良い取り組みについて、どのくらい行っていますか。(単一回答)

【取り組み状況：n=265】

環境保全に関する取り組み状況では、「ごみのポイ捨てをしないようにする」をいつも行っているとの意見が85.3%で最も多く、次いで、「ご飯を食べるときは、残さないようにする」、「買い物をするときは、マイバッグを使う」などとなっており、ごみに関する取り組みが上位に位置している。

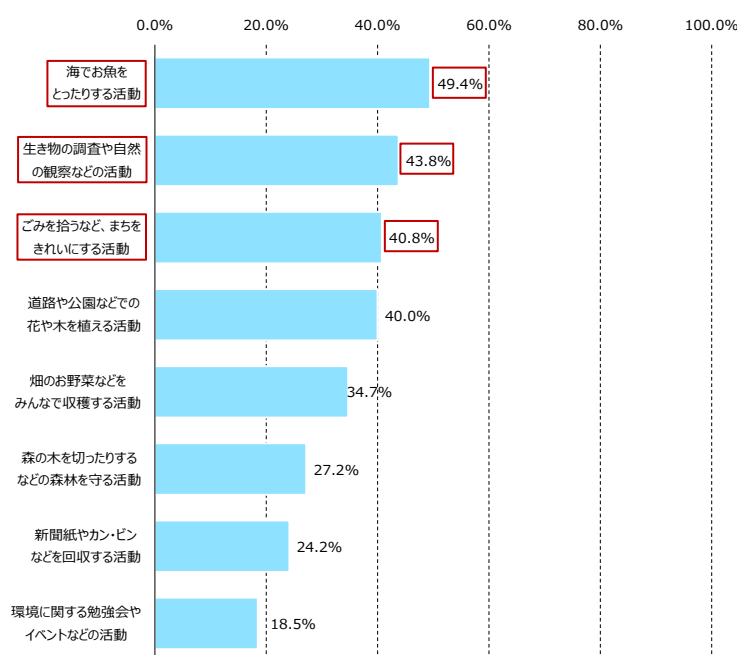
一方で、「環境についてお家や学校で、家族や友達と話をする」、「生き物の観察会やまちのごみを拾う活動などに協力する」、「まちの歴史などについて学んでいる」などの項目については、全く行っていないとの意見が見受けられる。



問5 西予市の環境のために、あなたが取り組んでみたいことはどれですか。(複数回答)

【取り組んでみたい活動:n=265】

取り組んでみたい活動では、「海でお魚をとったりする活動」との意見が49.4%で最も多く、次いで、「生き物の調査や自然の観察などの活動」、「ごみを拾うなど、まちをきれいにする活動」となっている。

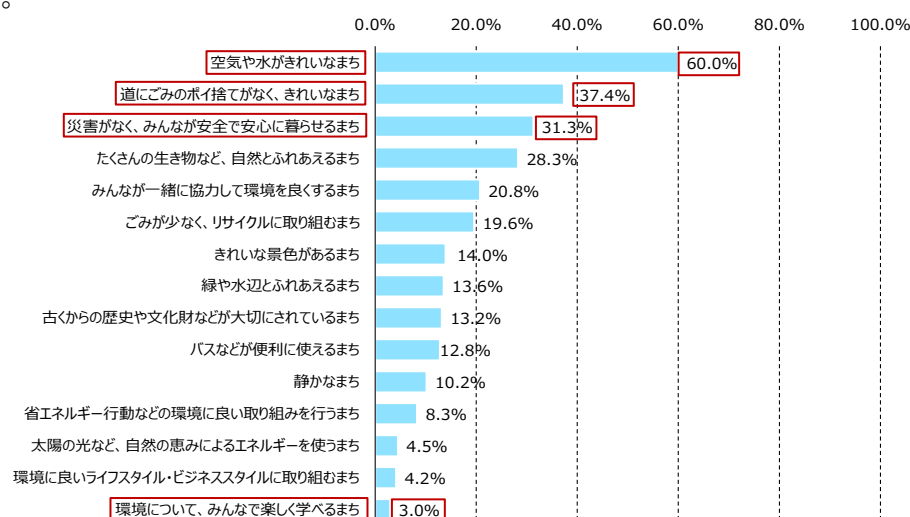


問6 あなたは、これからの西予市の環境がどのようなになってほしいですか。(複数回答)

【西予市の将来のまちの姿:n=265】

西予市の将来のまちの姿では、「空気や水がきれいなまち」との意見が60.0%で最も多く、次いで、「道にごみのポイ捨てがなく、きれいなまち」、「災害がなく、みんなが安全で安心に暮らせるまち」などとなっている。

一方で、「環境について、みんなで楽しく学べるまち」については、最も回答数が少ない状況である。



問7 西予市の環境を良くするための取り組みやまちの環境に関する問題などについて、意見や希望などがありましたら、ご自由にお書きください。(自由記述)

環境に関連した主な内容としては、「ごみのポイ捨て」や「不法投棄」、「公共交通」、「自然」などに関する意見が寄せられた。

(3) 生徒

～調査概要～

【調査対象】 市内の中学 3 年生（5 校）

【調査方法】 各学校を通じた配布、回収

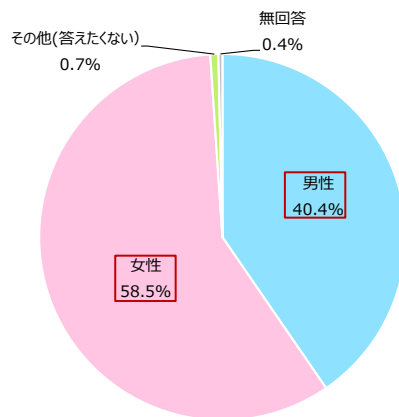
【調査期間】 2020 年 10 月 22 日（木）～11 月 16 日（月）

【回収状況】 配布数：287 通 回収数：282 通（回収率：98.3%）

問1 あなたのことについて教えてください。（単一回答）

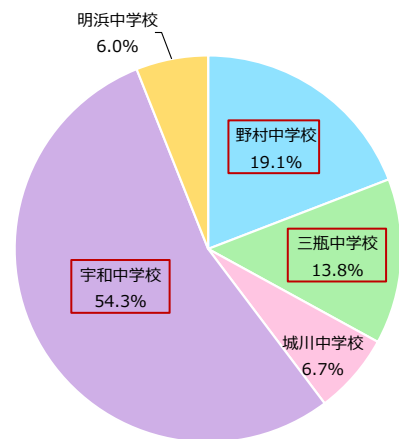
【性別：n=282】

性別は、「女性」が 58.5%、「男性」が 40.4%であった。



【学校：n=282】

学校は、「宇和中学校」が 54.3%で最も多く、次いで、「野村中学校」、「三瓶中学校」などとなっている。

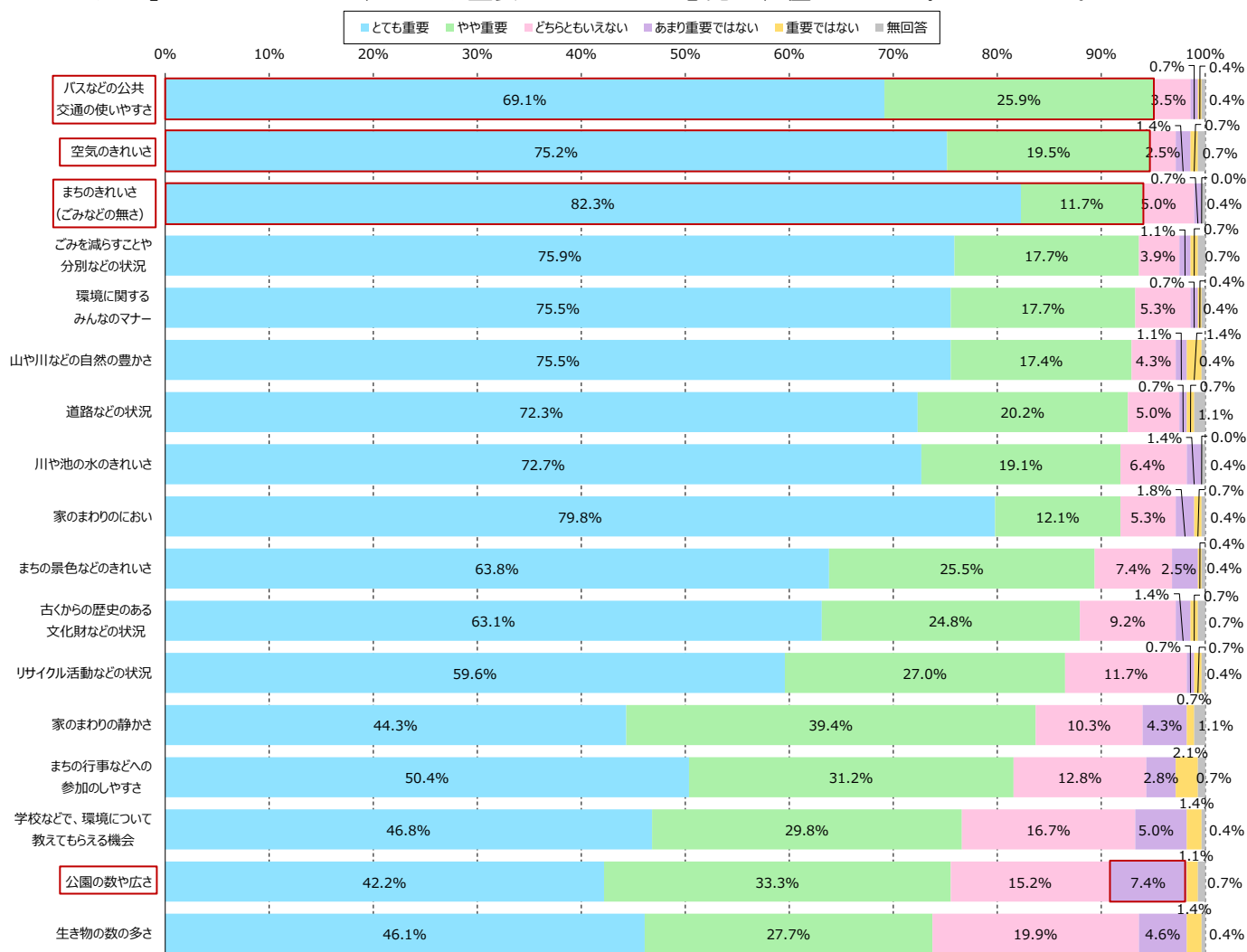


問2 あなたが住んでいる地域の環境について、これからの西予市の環境にとって、どのくらい重要ですか。また、どのくらい満足していますか。以下の表のものについて、お答えください。（単一回答）

【地域の環境に関する重要度：n=282】

居住地域の環境に関する重要度では、「バスなどの公共交通の使いやすさ」を重要視している（とても重要、やや重要）との意見が95.0%で最も多く、次いで、「空気のきれいさ」、「まちのきれいさ（ごみなどの無さ）」などとなっており、公共交通の利便性によるまちの快適さと良好な生活環境の形成を重要視する意見が多くなっている。

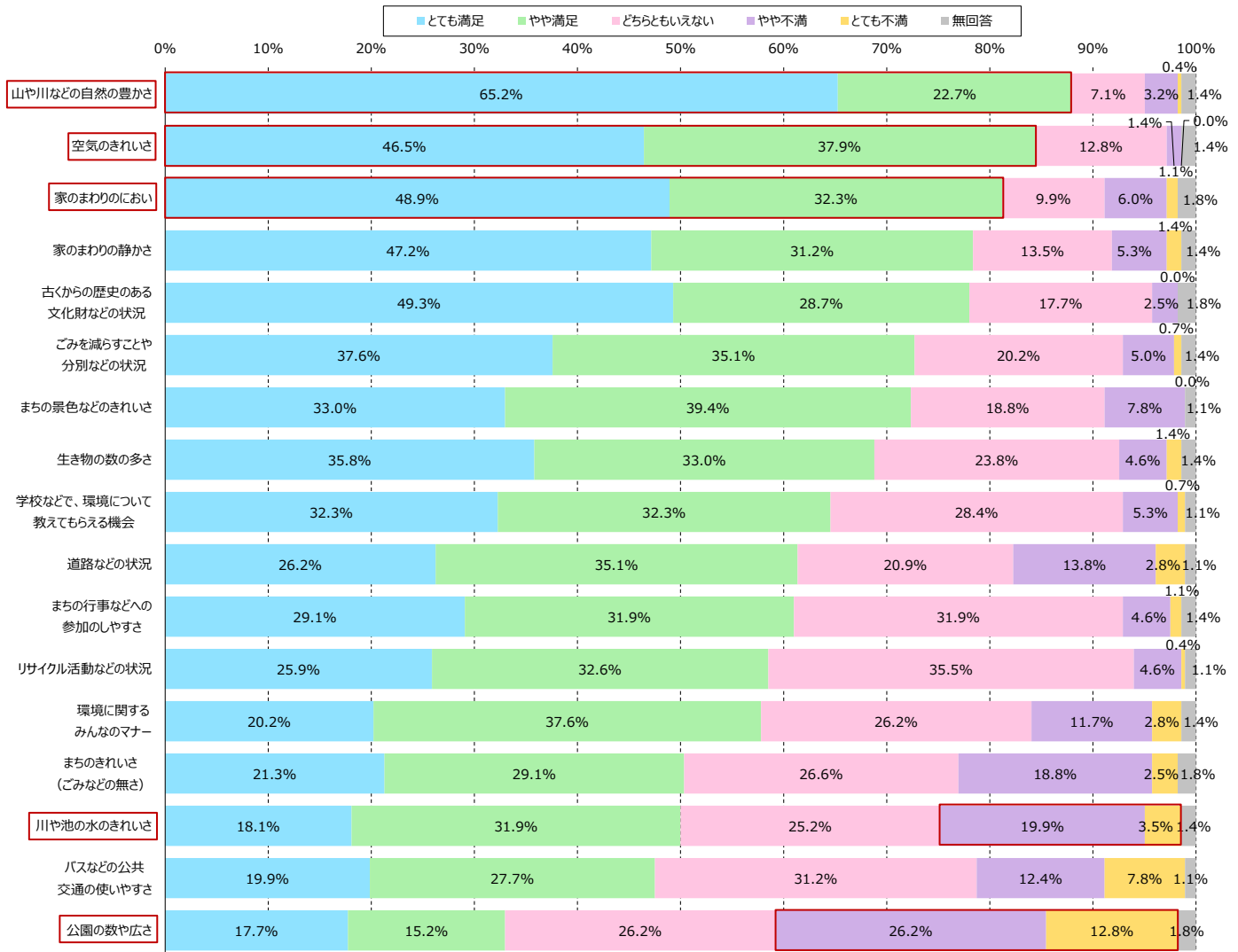
また、重要ではないとの意見は、全項目を通じて、ほとんど見られないが、「公園の数や広さ」などについては、あまり重要ではないとの意見が、僅かながら挙がっている。



【地域の環境に関する満足度：n=282】

居住地の環境に関する満足度では、「山や川などの自然の豊かさ」に満足している（とても満足、やや満足）との意見が87.9%で最も多く、次いで、「空気のきれいさ」、「家のまわりのにおい」などとなっており、良好な自然環境と地域の環境が形成されていることが伺える。

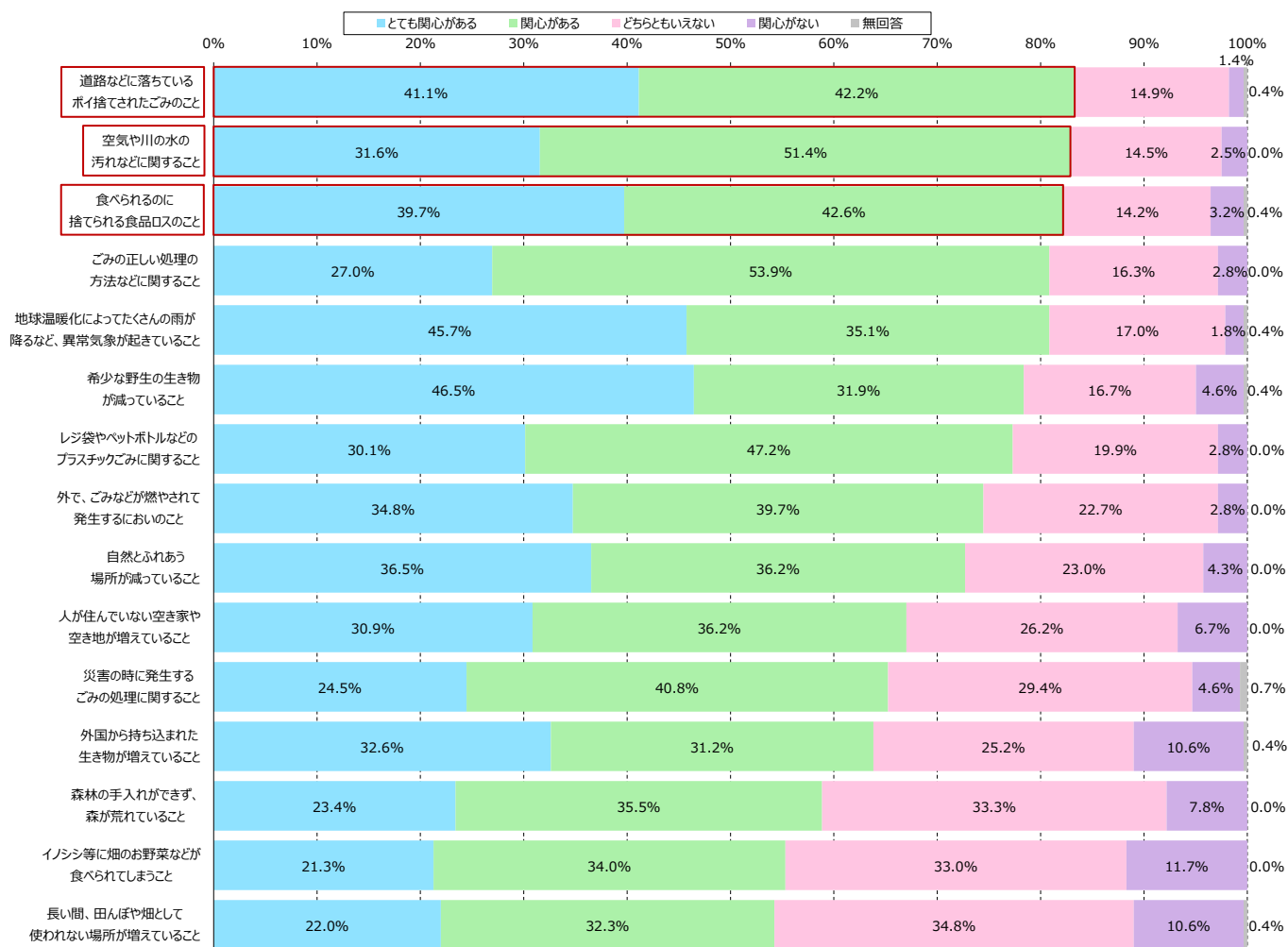
一方で、「公園の数や広さ」、「川や池の水のきれいさ」などの項目については、不満（やや不満、とても不満）との意見が見受けられる。



問3 あなたは、環境に関することについて、どのくらい関心がありますか。(単一回答)

【環境問題に関する関心度：n=282】

環境問題に関する関心度では、「道路などに落ちているポイ捨てされたごみのこと」に関心がある（とても関心がある、関心がある）との意見が83.3%で最も多く、次いで、「空気や川の水の汚れなどに関すること」、「食べられるのに捨てられる食品ロスのこと」などとなっている。

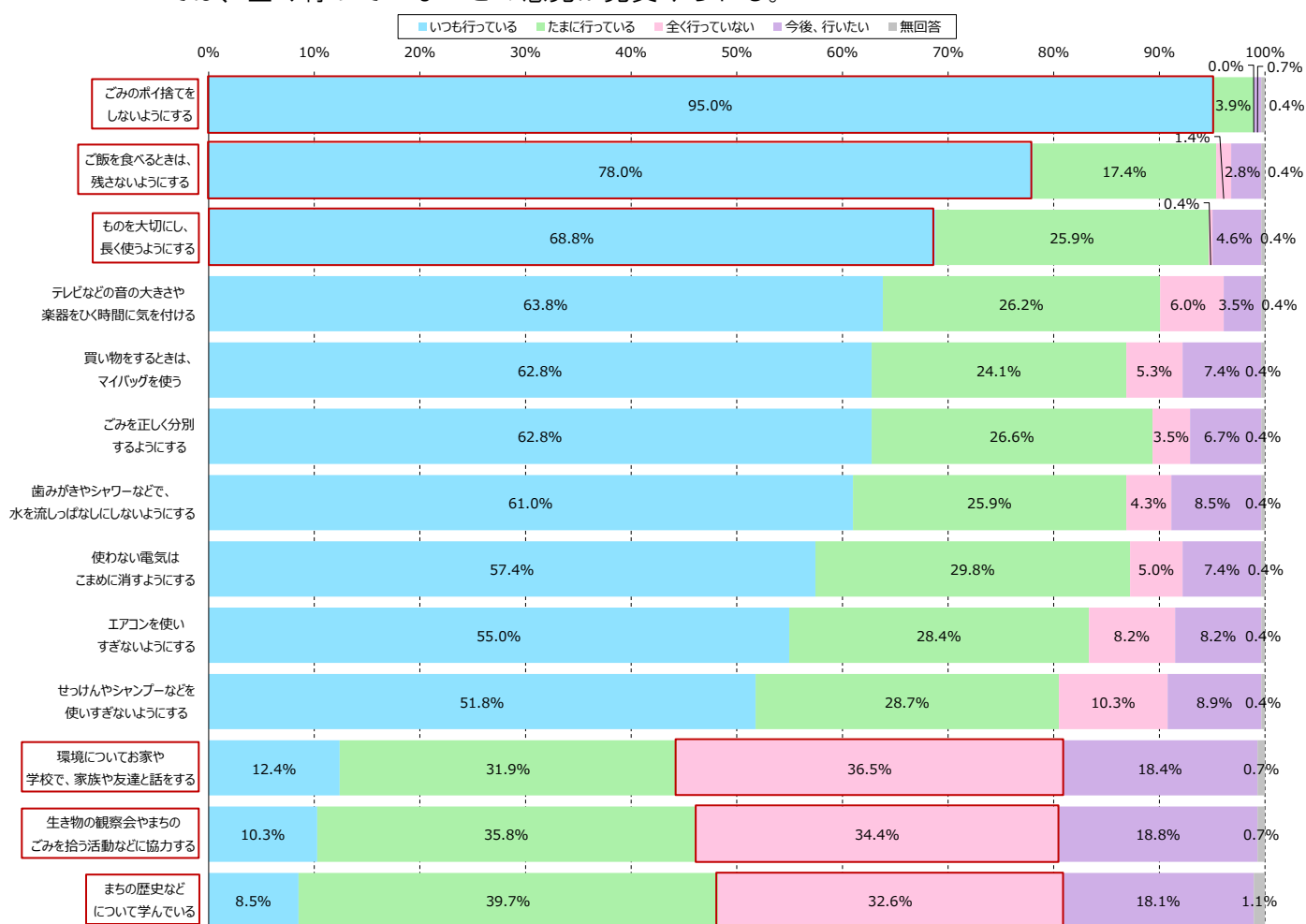


問4 あなたは、環境に良い取り組みについて、どのくらい行っていますか。(単一回答)

【取り組み状況：n=282】

環境保全に関する取り組み状況では、「ごみのポイ捨てをしないようにする」をいつも行っているとの意見が95.0%で最も多く、次いで、「ご飯を食べるときは、残さないようにする」、「ものを大切にし、長く使うようにする」などとなっており、ごみに関する取り組みが上位に位置している。

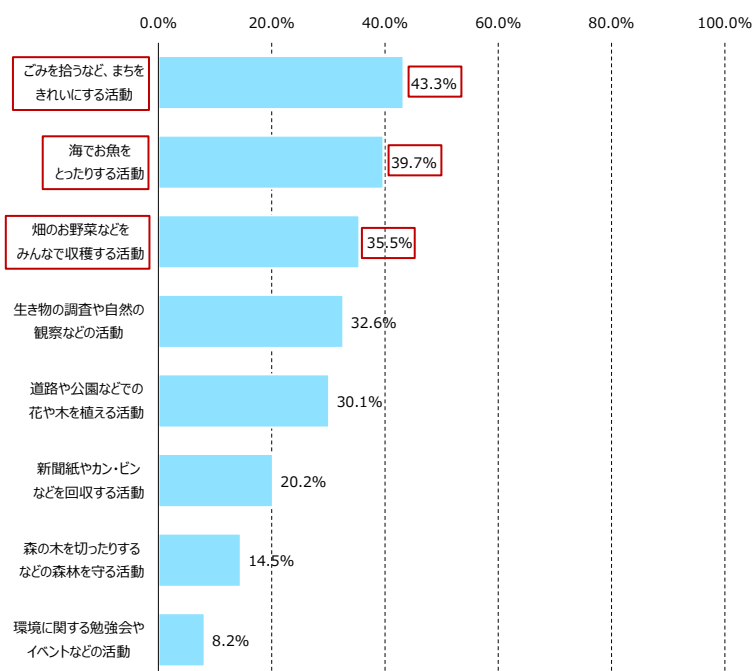
一方で、「環境についてお家や学校で、家族や友達と話をする」、「生き物の観察会やまちのごみを拾う活動などに協力する」、「まちの歴史などについて学んでいる」などの項目については、全く行っていないとの意見が見受けられる。



問5 西予市の環境のために、あなたが取り組んでみたいことはどれですか。（複数回答）

【取り組んでみたい活動：n=282】

取り組んでみたい活動では、「ごみを拾うなど、まちをきれいにする活動」との意見が 43.3% で最も多く、次いで、「海でお魚をとったりする活動」、「畑のお野菜などをみんなで収穫する活動」となっている。

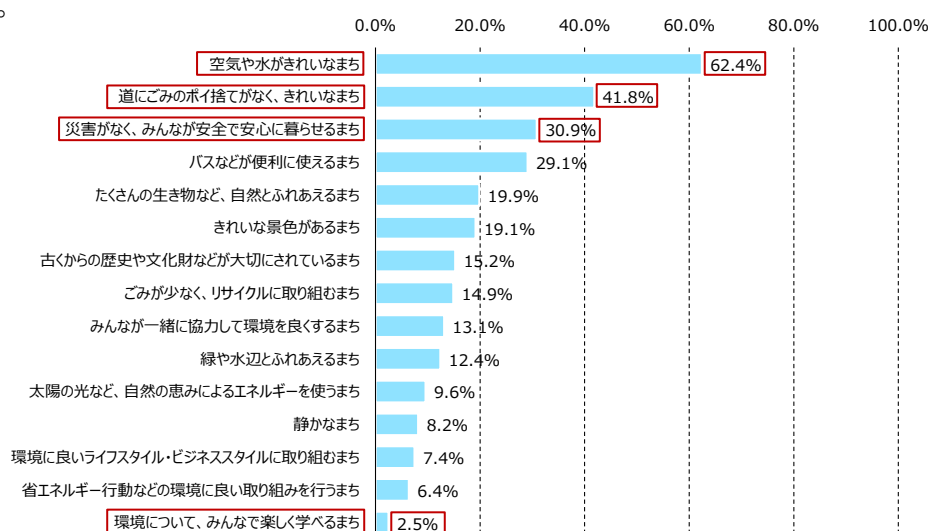


問6 あなたは、これからの西予市の環境がどのようなようになってほしいですか。（複数回答）

【西予市の将来のまちの姿：n=282】

西予市の将来のまちの姿では、「空気や水がきれいなまち」との意見が 62.4% で最も多く、次いで、「道にごみのポイ捨てがなく、きれいなまち」、「災害がなく、みんなが安全で安心に暮らせるまち」などとなっている。

一方で、「環境について、みんなで楽しく学べるまち」については、最も回答数が少ない状況である。



問7 西予市の環境を良くするための取り組みやまちの環境に関する問題などについて、意見や希望などがありましたら、ご自由にお書きください。（自由記述）

環境に関連した主な内容としては、「ごみのポイ捨て」や「不法投棄」、「公共交通」、「自然」などに関する意見が寄せられた。

(4) 事業者

～調査概要～

【調査対象】 事業所 222 箇所

【調査方法】 郵送による配布、回収

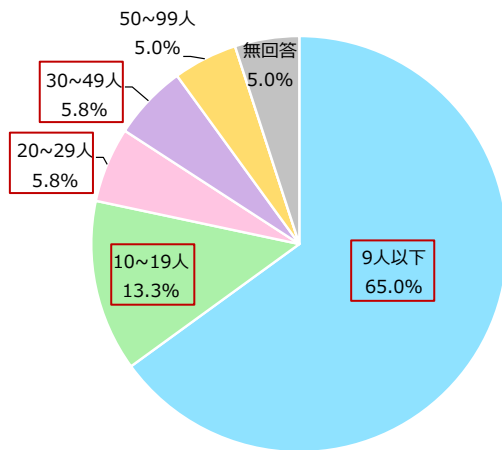
【調査期間】 2020 年 10 月 22 日（木）～11 月 16 日（月）

【回収状況】 配布数：222 通 回収数：120 通（回収率：54.1%）

問1 貴事業所の概要についてお尋ねします。（単一回答）

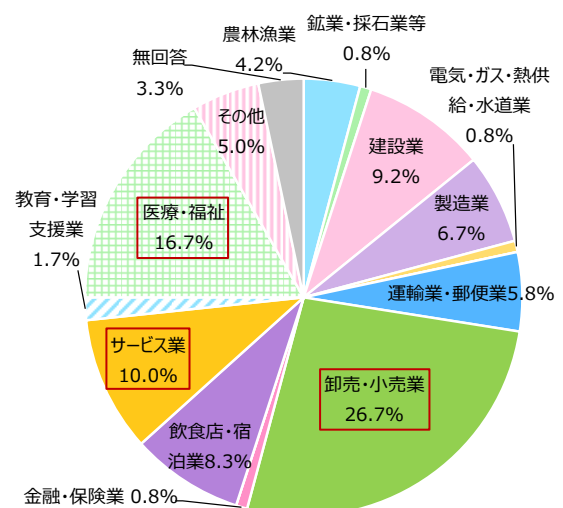
【従業員数：n=120】

従業員数は、「9 人以下」が 65.0%で最も多く、次いで、「10～19 人」、「20～29 人」と「30～49 人」などとなっている。



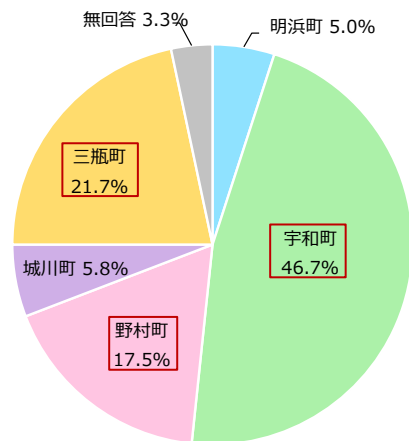
【業種：n=120】

業種は、「卸売・小売業」が 26.7%で最も多く、次いで、「医療・福祉」、「サービス業」などとなっている。



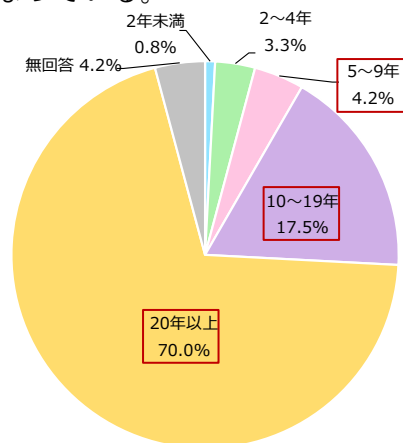
【事業所所在地域：n=120】

所在地域は、「宇和町」が46.7%で最も多く、次いで、「三瓶町」、「野村町」などとなっている。



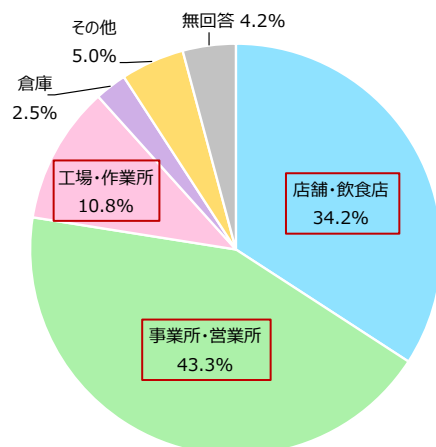
【事業年数：n=120】

事業年数は、「20年以上」が70.0%で最も多く、次いで、「10～19年」、「5～9年」などとなっている。



【事業形態：n=120】

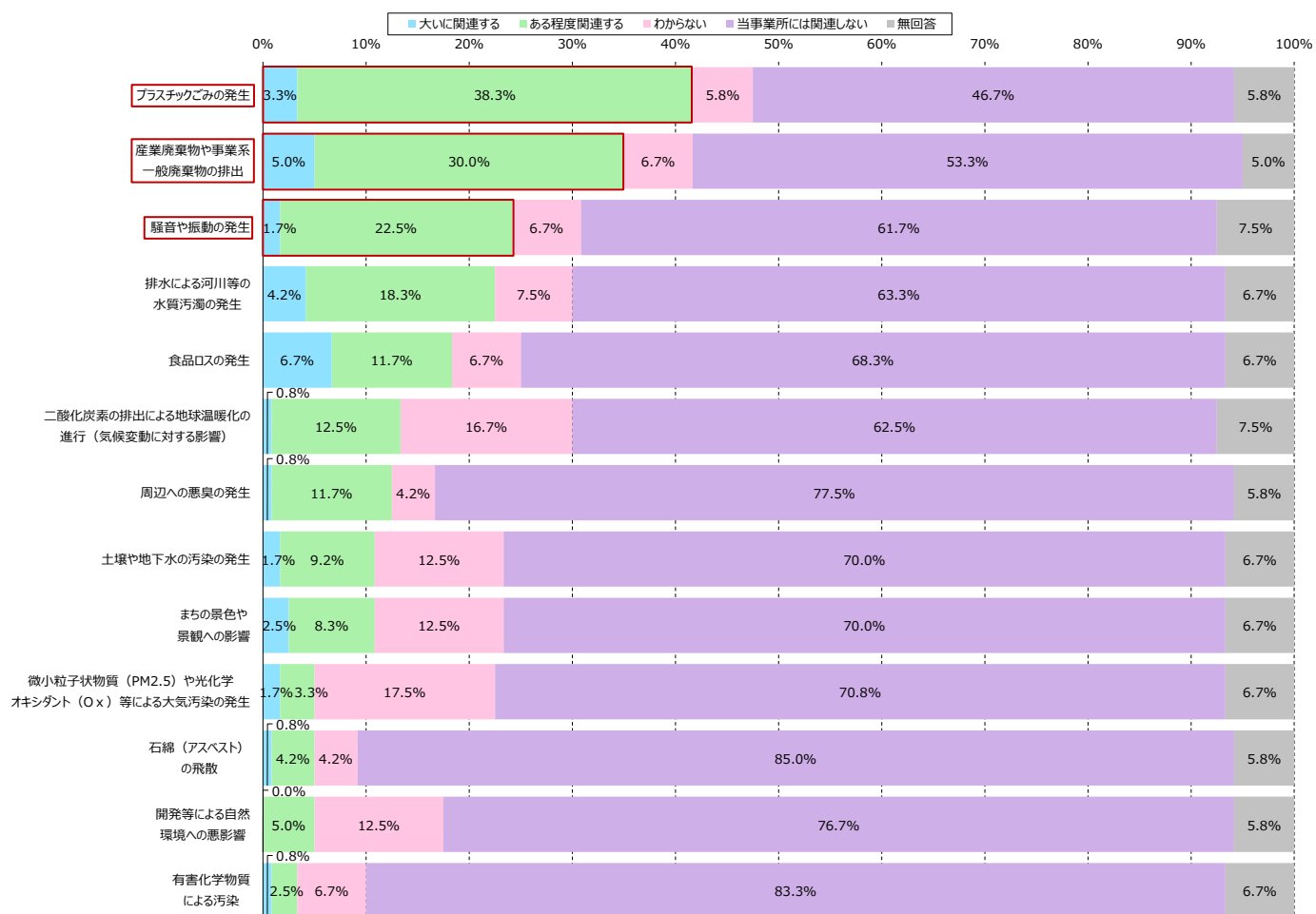
事業形態は、「事業所・営業所」が43.3%で最も多く、次いで、「店舗・飲食店」、「工場・作業所」などとなっている。



問2 貴事業所の事業活動（製造、販売、使用、廃棄など）は、次の環境問題と関連していると思いますか。（単一回答）

【事業活動と環境問題との関連性：n=120】

事業活動と環境問題との関連性では、「プラスチックごみの発生」に関連する（大いに関連する、ある程度関連する）との意見が41.6%で最も多く、次いで、「産業廃棄物や事業系一般廃棄物の排出」、「騒音や振動の発生」などとなっている。

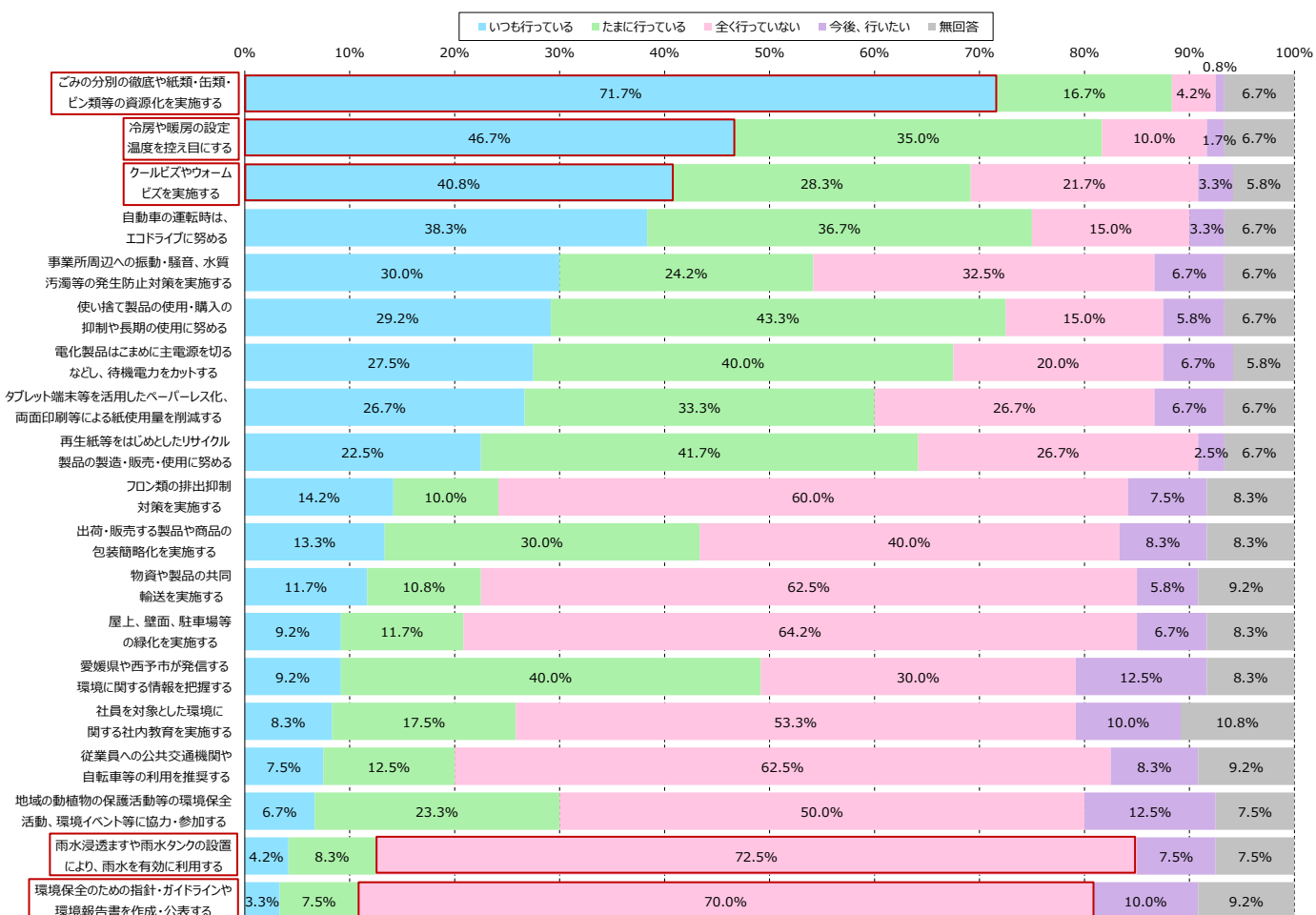


問3 貴事業所では、環境保全のための取り組みについて、日頃どの程度実施していますか。(単一回答)

【取り組み状況：n=120】

環境保全に関する取り組み状況では、「ごみの分別の徹底や紙類・缶類・ビン類等の資源化を実施する」をいつも行っているとの意見が71.7%で最も多く、次いで、「冷房や暖房の設定温度を控え目にする」、「クールビズやウォームビズを実施する」などとなっている。

一方で、「雨水浸透ますや雨水タンクの設置により、雨水を有効に利用する」、「環境保全のための指針・ガイドラインや環境報告書を作成・公表する」などの項目については、全く行っていないとの意見が見受けられる。

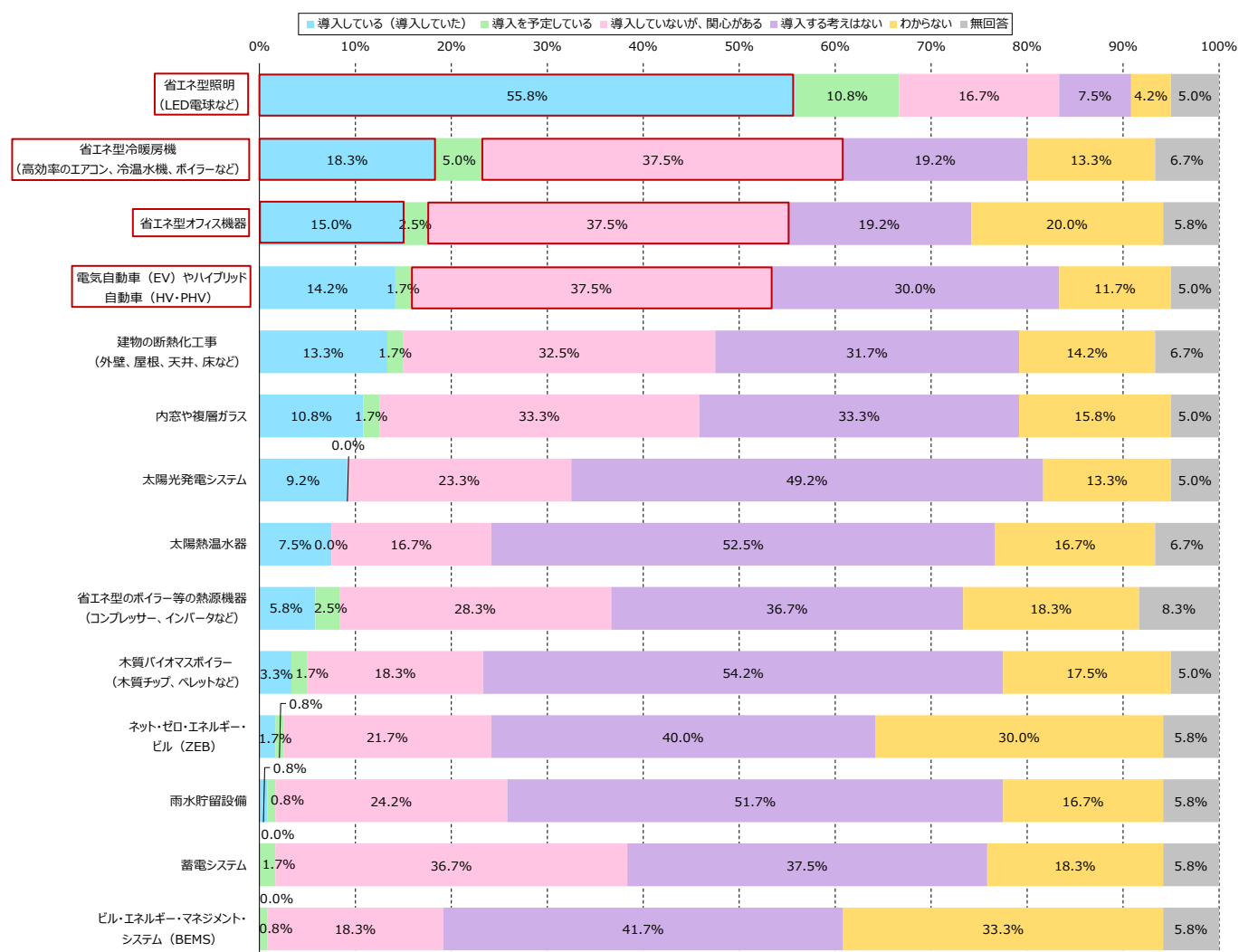


問4 貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。(単一回答)

【利用状況：n=120】

再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の利用状況では、「省エネ型照明（LED電球など）」を導入している（導入していた）との意見が55.8%で最も多く、次いで、「省エネ型冷暖房機（高効率のエアコン、冷温水機、ボイラーなど）」、「省エネ型オフィス機器」などとなっている。

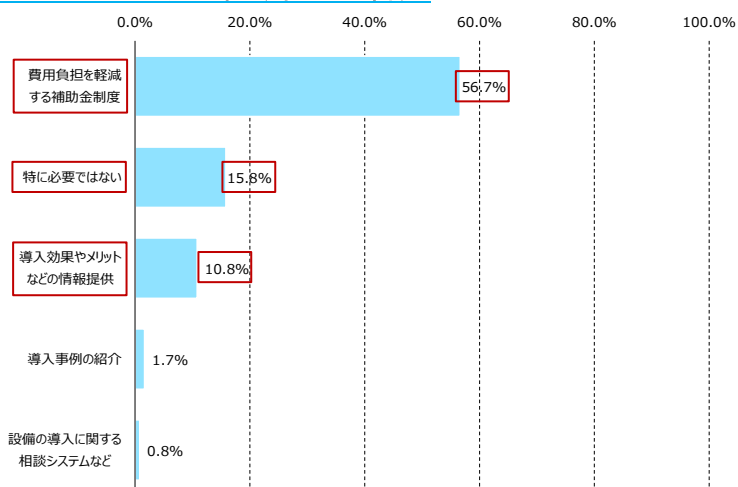
また、導入していないが、関心があるとの意見では、「省エネ型冷暖房機（高効率のエアコン、冷温水機、ボイラーなど）」と「省エネ型オフィス機器」及び「電気自動車（EV）やハイブリッド自動車（HV・PHV）」などが上位に位置している。



問5 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するにあたって、どのような支援があれば利用したいと思いますか。(単一回答)

【導入にあたって望む支援:n=120】

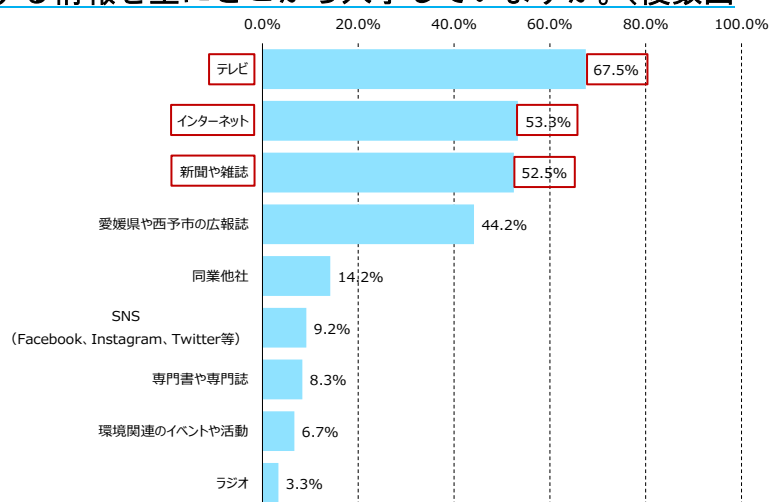
再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するにあたって、望む支援策としては、「費用負担を軽減する補助金制度」との意見が56.7%で最も多く、次いで、「特に必要ではない」、「導入効果やメリットなどの情報提供」などとなっている。



問6 貴事業所では、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。(複数回答)

【情報の入手手段:n=120】

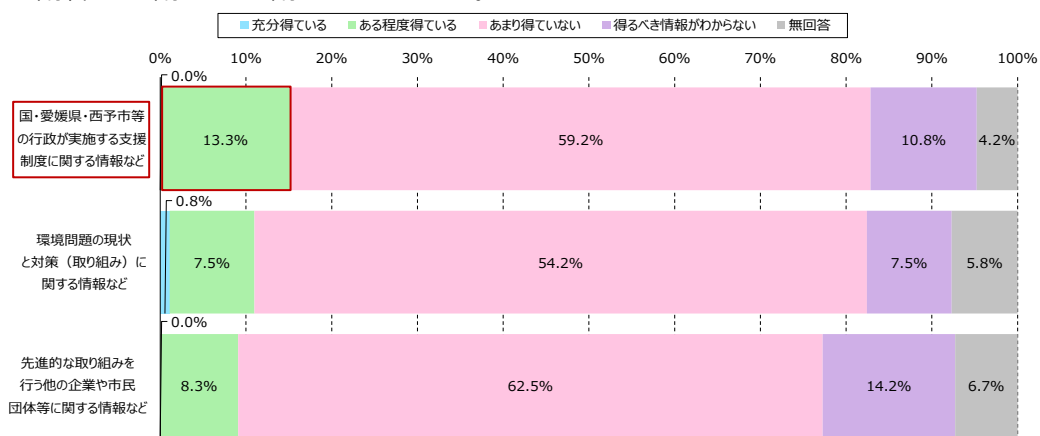
環境に関する情報の入手手段については、「テレビ」との意見が67.5%で最も多く、次いで、「インターネット」、「新聞や雑誌」などとなっている。



問7 貴事業所では、環境保全等に関する情報をどの程度、得ていますか。(単一回答)

【情報の取得状況:n=120】

環境保全等に関する情報の取得状況では、「国や愛媛県、西予市等の行政が実施する支援制度に関する情報など」を得ている（充分得ている、ある程度得ている）との意見が13.3%で最も多くなっているが、全体を通じて、環境保全等に関する情報をあまり得ていない事業所の割合が5割から6割となっている。

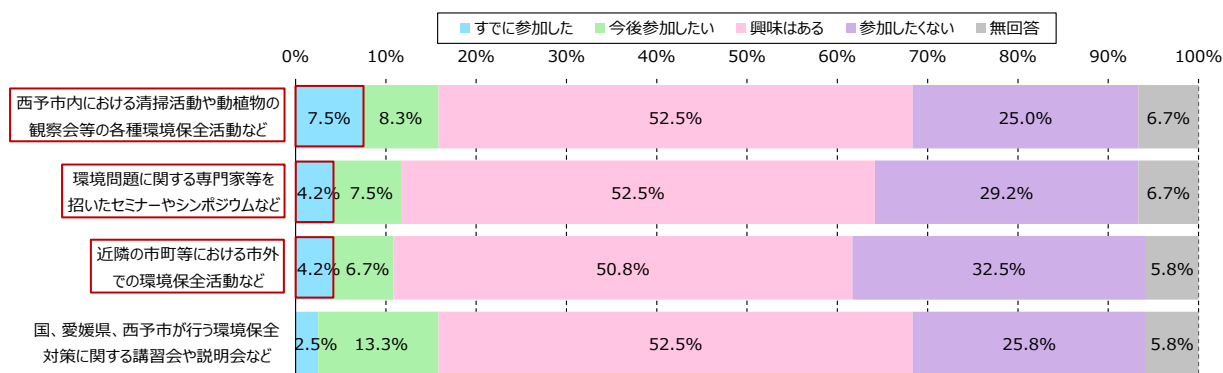


問 8 西予市のより良い環境のために、貴事業所として、環境保全に関するセミナーや活動等に参加してみたいですか。(単一回答)

【セミナーや活動への参加意向：n=120】

環境保全に関するセミナーや活動への参加意向では、「西予市内における清掃活動や動植物の観察会等の各種環境保全活動など」にすでに参加したとの意見が7.5%で最も多く、次いで、「環境問題に関する専門家等を招いたセミナーやシンポジウムなど」と「近隣の市町等における市外での環境保全活動など」となっている。

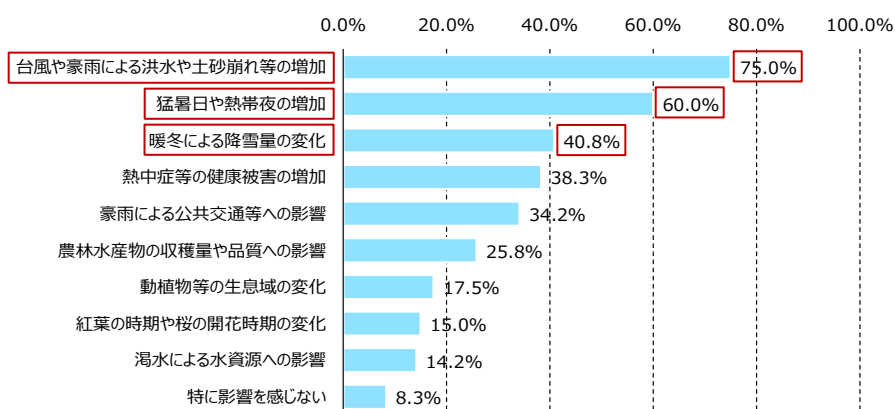
また、今後参加したいとの意見は1割程度となっており、環境保全に関するセミナーや活動に、興味はあるとの事業所の割合が5割程度となっている。



問 9 近年、地球温暖化による影響が各分野に現れています。西予市内で発生している影響として、貴事業所で特に実感しているものはありますか。(複数回答)

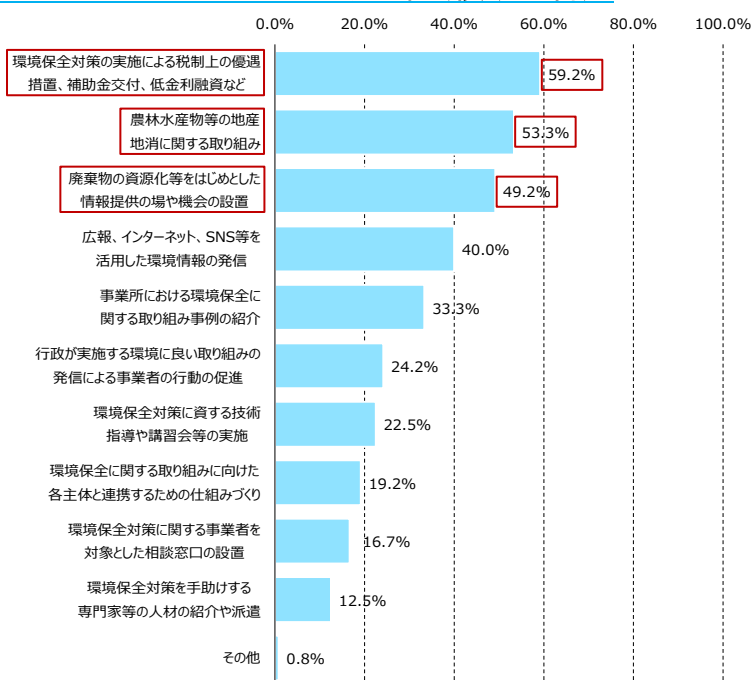
【地球温暖化による影響の実感：n=120】

地球温暖化による影響の実感では、「台風や豪雨による洪水や土砂崩れ等の増加」との意見が75.0%で最も多く、次いで、「猛暑日や熱帯夜の増加」、「暖冬による降雪量の変化」などとなっている。



問 10 より良い環境を目指していく中で、市役所の取り組みとして、貴事業所は、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

【力を入れていくべき分野:n=120】
環境保全に関して、西予市が力を入れていくべき分野では、「環境保全対策の実施による税制上の優遇措置、補助金交付、低金利融資など」との意見が 59.2%で最も多く、次いで、「農林水産物等の地産地消に関する取り組み」、「廃棄物の資源化等をはじめとした情報提供の場や機会の設置」などとなっている。



問 11 西予市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（自由記述）

環境に関連した主な内容としては、「ごみのポイ捨て」や「不法投棄」などに関する意見が寄せられた。

(5) 団体

～調査概要～

【調査対象】 団体 178 団体

【調査方法】 郵送による配布、回収

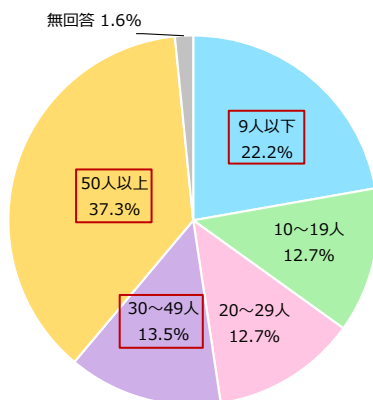
【調査期間】 2020 年 10 月 22 日（木）～11 月 16 日（月）

【回収状況】 配布数：178 通 回収数：126 通（回収率：70.8%）

問 1 貴団体の概要についてお尋ねします。（単一回答）

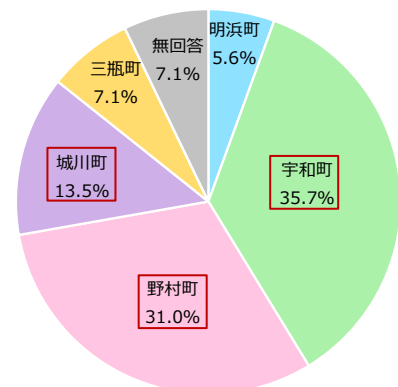
【所属会員数：n=126】

会員数は、「50 人以上」が 37.3%で最も多く、次いで、「9 人以下」、「30～49 人」などとなっている。



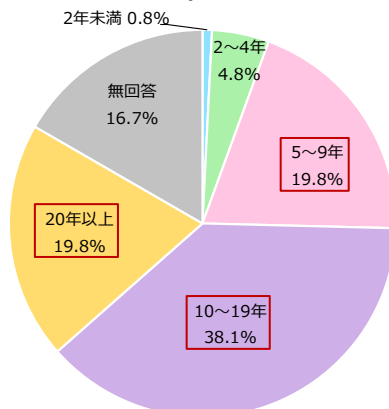
【活動地域：n=126】

活動地域は、「宇和町」が 35.7%で最も多く、次いで、「野村町」、「城川町」などとなっている。



【活動年数：n=126】

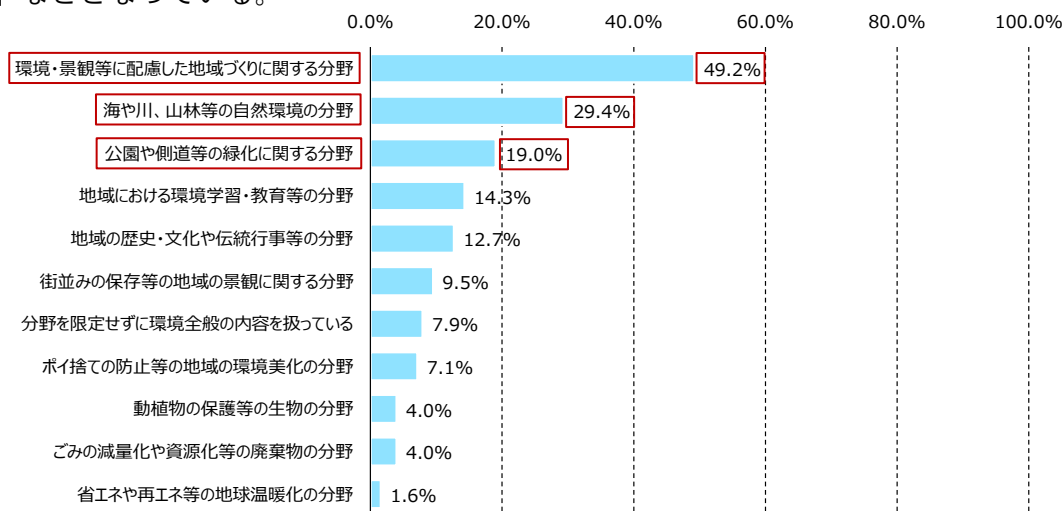
活動年数は、「10～19 年」が 38.1%で最も多く、次いで、「20 年以上」と「5～9 年」などとなっている。



問2 貴団体の活動内容は、次のどの分野に該当しますか。(複数回答)

【活動内容：n=126】

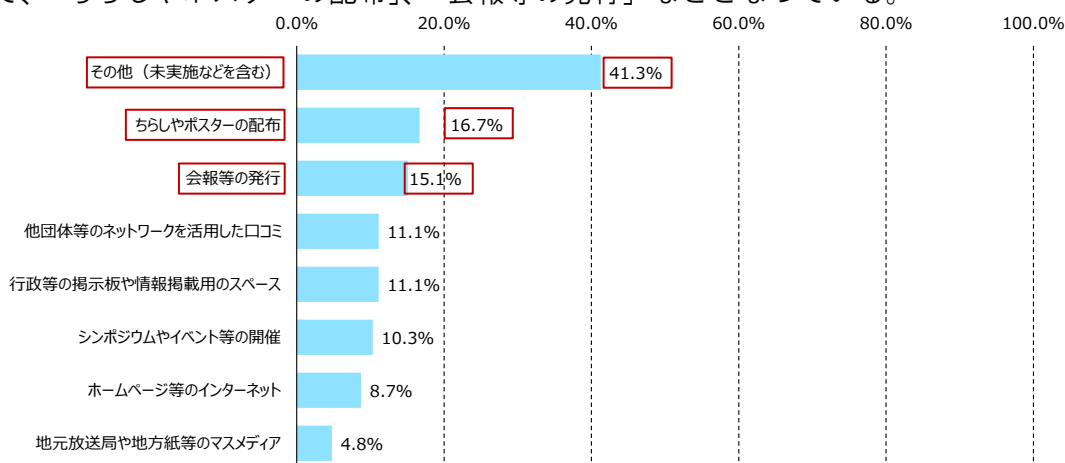
活動内容では、「環境・景観等に配慮した地域づくりに関する分野」との意見が49.2%で最も多く、次いで、「海や川、山林等の自然環境の分野」、「公園や側道等の緑化に関する分野」などとなっている。



問3 貴団体は、どのような手法によって情報発信を行っていますか。(複数回答)

【情報発信の手法：n=126】

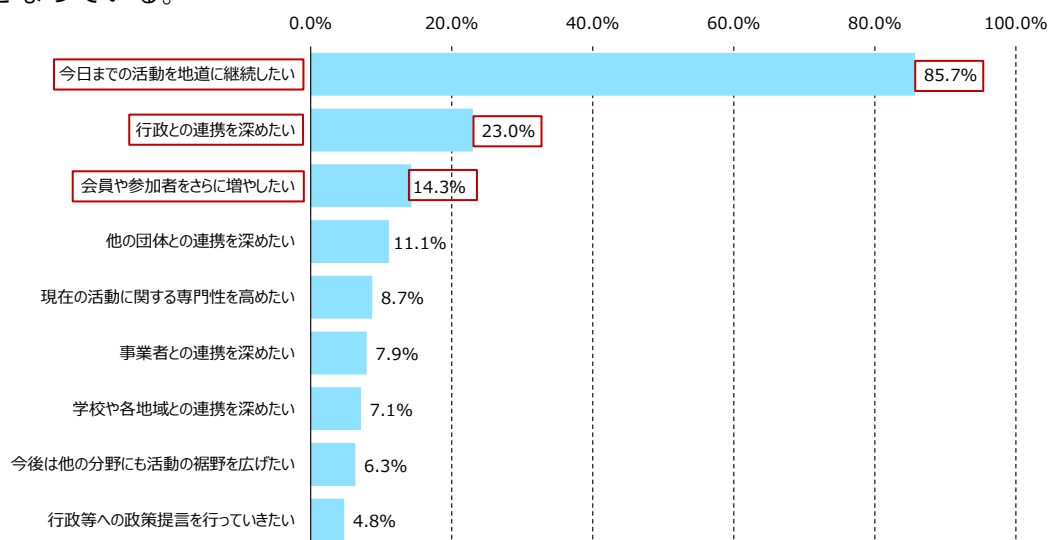
情報発信の手法では、「その他（未実施などを含む）」との意見が41.3%で最も多く、次いで、「ちらしやポスターの配布」、「会報等の発行」などとなっている。



**問 4 貴団体の今後の活動について、特に力を入れていきたいことはありますか。
(複数回答)**

【今後、力を入れたいこと：n=126】

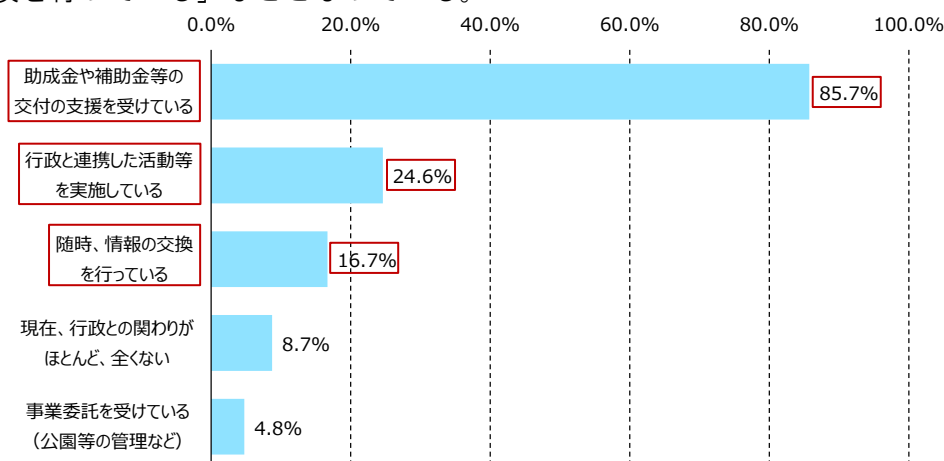
今後、力を入れたいことでは、「今日までの活動を地道に継続したい」との意見が 85.7%で最も多く、次いで、「行政との連携を深めたい」、「会員や参加者をさらに増やしたい」などとなっている。



**問 5 貴団体では、現在、行政と主にどのようなかたちで、関わりがありますか。
(複数回答)**

【行政との現在の関わりについて：n=126】

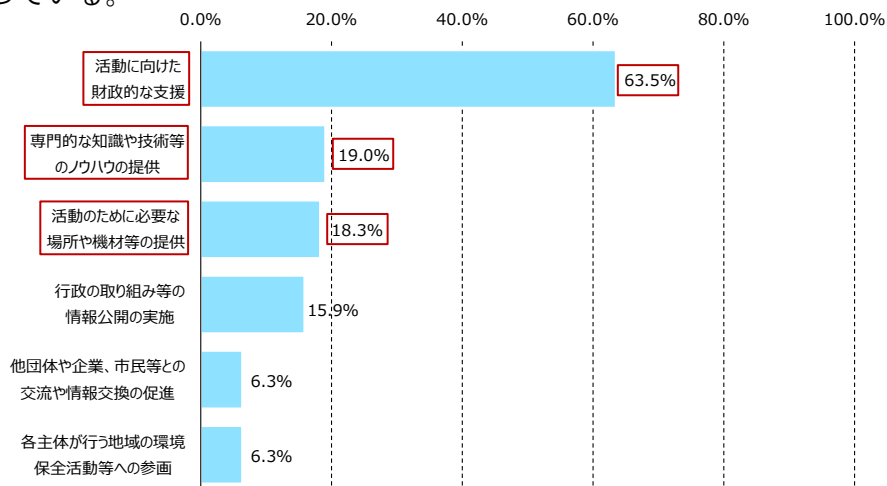
行政との現在の関わりについては、「助成金や補助金等の交付の支援を受けている」との意見が 85.7%で最も多く、次いで、「行政と連携した活動等を実施している」、「随時、情報の交換を行っている」などとなっている。



問 6 貴団体が今後も継続して活動を進めていく上で、行政に対して望むことはありますか。（複数回答）

【行政に望むこと：n=126】

行政に望むことでは、「活動に向けた財政的な支援」との意見が 63.5%で最も多く、次いで、「専門的な知識や技術等のノウハウの提供」、「活動のために必要な場所や機材等の提供」などとなっている。



問 7 西予市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題、市と協働した事業などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（自由記述）

主な内容としては、「河川や道路等の除草などの整備」、「耕作放棄地などの田畑の手入れ」、「環境教育や環境保全活動」などに関する意見が寄せられた。

4. 用語解説

あ行

■ アスベスト ■

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。

安価な建設資材等として広く使用されてきたが、繊維が極めて細いため、大気中に飛散しやすく、人間が吸入すると肺癌や中皮腫などの原因になると指摘されている。

現在は、一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。

■ エシカル消費 ■

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動。

■ 愛媛県環境基本条例 ■

環境保全についての基本理念を定め、愛媛県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

基本理念には、環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、地球環境の保全の推進を定めている。

■ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン ■

G20 大阪サミットで、世界の共通のビジョンとして、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指したもの。

同サミットにおいて、日本は途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明した。

■ 温室効果ガス ■

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。

「京都議定書」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (CO)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の 6 物質が削減対象となっている。

か行

■ 海洋プラスチック憲章 ■

2018 年 6 月にカナダで開催された G7（主要 7 カ国首脳会議）で採択された、プラスチックごみによる海洋汚染問題への各国の対策を促す文書。

■ 化学的酸素要求量（COD） ■

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

■ カーボンニュートラル ■

ライフサイクルの中で、二酸化炭素（CO₂）の排出と吸収がプラスマイナスゼロとなること。

■ 環境基本法 ■

地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993 年に制定された。基本理念として、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。

■ 気候変動適応計画 ■

2018 年 6 月に成立した「気候変動適応法」に基づき、同年 11 月に閣議決定された計画。2015 年 11 月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」の内容を踏まえつつ、「気候変動適応法」に基づき、気候変動適応に関する施策の基本的方向性（目標、計画期間、関係者の基本的役割、基本戦略、進捗管理等）、気候変動適応に関する分野別施策（「農業・森林・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）、気候変動適応に関する基盤的施策が定められている。

■ 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT） ■

気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また、正の影響を活用した社会構築を目指す施策（気候変動適応策）を進めるために参考となる情報を、わかりやすく発信するための情報基盤サイト。

利用者が適応策を検討するための活動支援を目的として、2016 年 8 月に立ち上げられた。「気候変動適応法」において、国立環境研究所は気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や、地方公共団体や地域気候変動適応センターにおける技術的助言などを行う役割を担うことが定められ、国立環境研究所気候変動適応センターは、「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」を通じて、気候変動の影響や適応策に関する科学的知見、適応に向けた様々な取り組みなどの情報を発信している。

■気候変動適応法■

気候変動への適応の推進を目的として、2018年6月に制定された法律。

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずるもの。同法律に基づき、「気候変動適応計画」が同年11月に閣議決定された。

■光化学オキシダント（Ox）■

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって生成される酸化性物質の総称。

光化学スモッグの原因となる物質で、強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛などを引き起こす。

さ行

■再生可能エネルギー■

有限で枯渇性の石油、石炭、天然ガスなどの化石エネルギーと対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して得られるエネルギー。資源を枯渇させずに利用可能であるため、資源有限性への対策、地球温暖化防止対策など、有効性と必要性が指摘され、近年、利用の重要性が高まっている。

■ジオパーク■

「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所。

■食品ロスの削減の推進に関する法律■

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

■森林環境譲与税■

都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用される。

■水源かん養機能■

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

■水質汚濁防止法■

工場・事業場から公共用水域への排出水、地下への浸透水を規制し、また生活排水対策を実施することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的とする。工場・事業者からの排出水に係る排水基準の遵守、地下浸透規制等の規定を設けている。

■生物化学的酸素要求量（BOD）■

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

■騒音規制法■

1968年に制定され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

た行

■大気汚染防止法■

国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。また、無過失であっても健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任（無過失責任）を定めることにより、被害者の保護を図ることも規定している。

■第四次循環型社会形成推進基本計画■

「循環型社会形成推進基本法」第15条に基づき、「環境基本計画」を基本として、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される計画。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」については、2018年6月に閣議決定されている。

循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、これらを支える⑦「循環分野の基盤整備」を進めることとしている。

■地域循環共生圏■

各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地域での SDGs の実践（ローカル SDGs）を目指すもの。

■地球温暖化対策計画■

「パリ協定」が採択されたことを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」に基づき、約束草案の達成に向けた取り組みを含む総合的かつ計画的な温暖化対策の推進のために閣議決定された。

同計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。

■地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）■

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。

国は、「地球温暖化対策計画」を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図る。

また、2021 年 3 月には、法律の一部を改正し、「パリ協定」・「2050 年カーボンニュートラル」宣言等を踏まえた基本理念の新設、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等が追加された。

■蓄電池■

充電を行うことで、電気を蓄えて電池として使用できるようになり、繰り返し使用することができる電池。

■電気自動車（EV）■

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車。走行時に大気汚染物質を全く出さないため、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

■土壌汚染対策法■

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

な行

■ 二酸化炭素 (CO₂) ■

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり、弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材などの炭素分を含む燃料を燃やすことによって発生する。

地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与してきた。

大気中濃度は、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって年々増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

は行

■ 微小粒子状物質 (PM2.5) ■

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が 2.5μm (1μm=1mm の千分の 1) 以下の非常に小さな粒子。物の燃焼などによって、直接排出されたものと環境大気中での化学反応により生成されたものがある。

非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念される。

■ プラグインハイブリッド自動車 (PHV) ■

エンジンとモーターを組み合わせた動力により駆動するハイブリッド自動車 (HV) に、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車 (EV) としての走行割合を増加させる自動車。

■ プラスチック資源循環戦略 ■

2019 年 5 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的に策定した戦略。

■ フロン類 ■

炭素と水素の他、ハロゲンを多く含む化合物の総称。

化学的に極めて安定した性質で扱いやすいことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒をはじめ、様々な用途に活用されてきた。

しかし、オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響が明らかになり、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化が進められている。

や行

■ ユネスコ ■

国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : U. N. E. S. C. O.)。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関。

英数字

■ COOL CHOICE ■

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」(クールチョイス) をしていこうという取り組み。

■ PRTR (環境汚染物質排出・移動登録) 制度 ■

有害な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とする。

■ RCP (Representative Concentration Pathways) ■

国立環境研究所や京都大学をはじめ、日本の研究機関が参加し、開発された気候変動予測シナリオ。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書で用いられた。

このシナリオでは、放射強制力の代表的な経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その放射強制力を実現する多様な社会経済シナリオを策定することにより、その効果や影響を検討することが可能となった。

■ ZEH (Net Zero Energy House) ■

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、ゼッチと呼ぶ。

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の 1 次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

■ 3010 運動 ■

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開きの 10 分前には自分の席に戻って再度料理を楽しむことと呼びかけ、食品ロスを削減する取り組み。

西 予 市 環 境 基 本 計 画

発行年月 令和 4 年 3 月

発行・編集 西予市 生活福祉部 環境衛生課

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

TEL : (0894)62-1132 FAX : (0894)62-6542

URL : <https://www.city.seiyo.ehime.jp/>



西予市